

青森県生物多様性戦略【2025-2030】

令和7年3月

青森県

目次

第1章 生物多様性について	
1 生物多様性とは	1
2 生物多様性の重要性	1
3 生物多様性に関する動向	3
第2章 青森県の生物多様性	
1 自然環境	5
2 生物	6
3 生物多様性の恩恵	9
4 生物多様性の現状と課題	11
第3章 基本的事項	
1 戦略改定の趣旨	13
2 位置付け	13
3 対象区域	13
4 計画期間	13
5 計画の進行管理	13
第4章 青森県が目指す社会（将来像）	
1 基本理念	14
2 2050年目標(長期目標)	14
3 2050年目標達成に向けた戦略（2030年目標：短期目標）	15
4 6つの戦略（2030年目標：短期目標）ごとの行動計画	16
5 「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクトの推進	17
6 2030年までの重点取組	18
7 SDGsの考え方の活用	21
第5章 行動計画	
戦略1 「生物多様性が身近に感じられる環境をつくる」	22
戦略2 「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」	24
戦略3 「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」	25
戦略4 「自然を活用した社会課題の解決（NbS）に取り組む」	27
戦略5 「野生鳥獣と人との調和共存を図る」	28
戦略6 「健全な生態系の確保及び回復を図る」	29
第6章 推進体制と進行管理	
1 推進体制	31
2 進行管理	34

目次

資料編

1	青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果	36
2	参考資料	
①	自然公園	52
②	自然環境保全地域等	53
③	鳥獣保護区	55
④	天然記念物	56
⑤	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	57
3	青森県生物多様性戦略検討会設置要綱	59
4	青森県生物多様性戦略検討会委員名簿	59
5	青森県生物多様性戦略庁内連絡会議設置要綱	60
6	青森県生物多様性戦略改定経過	61

第1章 生物多様性について

1 生物多様性とは

- ・生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。
- ・生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、

○生態系の多様性

(森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。)

○種の多様性

(動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。)

○遺伝子の多様性

(同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。)

という3つのレベルでの多様性があるとしています。

2 生物多様性の重要性

(1) 生物多様性がもたらす恵み

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）の上に成り立っています。私たちが日々あたりまえと思っている事柄の多くは、生物多様性がもたらす恵みと深く関連しています。

①生命の存立基盤（基盤サービス）

- ・酸素の供給
- ・気温、湿度の調節

- ・水や栄養塩の循環
- ・豊かな土壌

②有用性の源泉（供給サービス）

- ・食べ物
- ・木材
- ・医薬品
- ・品種改良

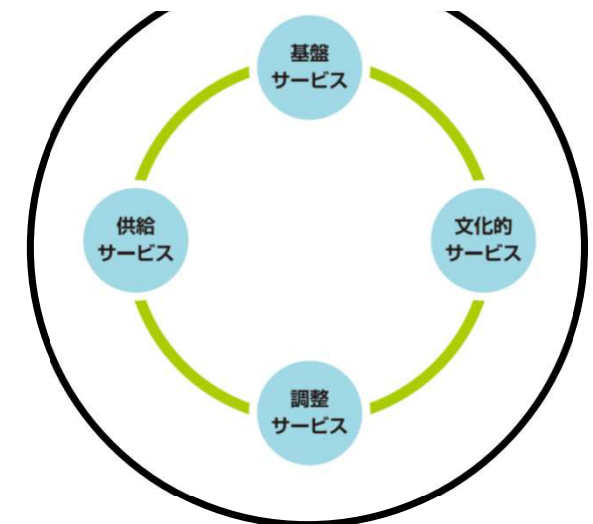
③豊かな文化の根源（文化的サービス）

- ・地域性豊かな文化
- ・自然と共生してきた知恵と伝統

④安全・安心の基礎（調整サービス）

- ・海岸防災林による津波の軽減
- ・森林による洪水被害の軽減
- ・土砂災害、土壌流出の軽減

生物多様性がもたらす恵み
(生態系サービス)



第1章 生物多様性について

2 生物多様性の重要性

(2) 生物多様性が直面する4つの危機

① 第1の危機（開発など人間活動による危機）

人間の活動による、市街地化、森林の過度な伐採、河川改修、沿岸部の埋め立て、護岸建設、農地の整備などの開発が様々な生き物にとって生育・生息環境の悪化をもたらします。

また、鑑賞・商業目的の個体の乱獲や盗掘は、動植物の個体数の減少につながり、絶滅に追い込むこともあります。

② 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる負の影響です。

里地里山のような、人とかがわりがあった生態系は、人間活動により維持されてきましたが、人間の利用が減ることで、薪や炭、屋根を葺く材料を得る場であった里山や草原が利用されなくなった結果、かつて普通に見られた動植物が絶滅の危機に瀕しています。

また、人間活動で個体数が抑えられてきた、シカ、イノシシなどは、農林業の衰退や狩猟圧の低下などにより、個体数が増加し、農作物被害などの様々な問題を引き起こしています。

③ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な

生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響です。

ペットとして持ち込まれたアライグマ、釣りを楽しむために放流したオオクチバスなどの外来種が在来の生き物を食べ尽くしたり、棲みかを奪うなど、地域固有の生態系を脅かしています。

さらに、殺虫剤や除草剤などを含む、様々な化学物質も生態系への影響が懸念されています。

④ 第4の危機（地域環境の変化による危機）

地球温暖化による気温の上昇とともに、強い台風などの極端な気象現象の増加など、地球規模での環境の変化が生物多様性に深刻な影響を与える可能性があります。



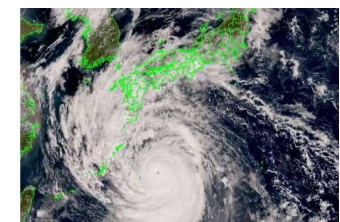
第1の危機関係 ニッコウキスゲ
(自然保護課撮影)



第2の危機関係 イノシシ
(農産園芸課提供)



第3の危機関係
アライグマ (環境省提供)



第4の危機関係 強い台風
(気象庁ホームページより)

第1章 生物多様性について

3 生物多様性に関する動向

(1) 国際的な動向

○昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022（令和4）年12月にカナダ・モンリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10で愛知目標が採択されて以来、12年ぶりに生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この枠組では、目指すべき2050年ビジョンとして、愛知目標で掲げた、「自然と共生する世界」が引き続き掲げられるとともに、2030年ミッションとして、「2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」といういわゆるネイチャーポジティブ：自然再興の実現」の考え方を掲げています。

(2) 国内の動向

○生物多様性国家戦略2023－2030

2023（令和5）年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023－2030」は、長期目標として2050年ビジョン「自然と共生する社会」を掲げた上で、2030年までのネイチャーポジティブを目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り、活用するための戦略として策定されました。

この戦略は、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全又は保護することを目指す「30by30目標」の達成等の取組を含め、自然資本を守り活かすための行動を、全ての国民と実行していくための戦略と行動計画として具体的に示すものです。

(3) 県内の動向

○青森県レッドデータブック（2020年版）作成

平成28年4月に「青森県レッドデータブック改定検討会」を設置し、3分科会に分かれて現状の精査や現状に沿った形での再検討を行い、「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2020年版）－」を作成しました。

○自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想策定

（2023（令和5）年9月策定）

自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定めた「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を策定しました。

○「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」策定

（2023（令和5）年12月策定）

将来の青森県のめざす姿を県民と共有しながら、その実現に向け進むべき方向性を示し、取り組んでいく指針として、新たな「青森県基本計画」を策定しました。

○青森県環境総合プラン策定

（2024（令和6）年3月策定）

「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「青森県環境総合プラン」を策定しました。

○青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例制定

（2025（令和7）年3月制定）

自然・地域と再生可能エネルギーとの共生について、基本理念や関連する措置等を定めた「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」を制定しました。

第1章 生物多様性について

コラム：ネイチャーポジティブと30by30目標

1 ネイチャーポジティブ：自然再興

ネイチャーポジティブという言葉が初めて使用されたのは、2021年のG7 首脳会合の採択文書であり、意味としては、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることとされています。

2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の2030年ミッションにも、このネイチャーポジティブの考え方が反映されています。

国家戦略においても、副題が「～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」となっているなど、生物多様性における重要な考えとなっています。

これは、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方であり、愛知目標をはじめとするこれまでの目標が目指してきた生物多様性の損失を止めることから一歩前進させ、損失を止めるだけでなく回復に転じさせるという強い決意が込められたものです。



「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター

だいだらぽじー
DAIDARAPOSIE

2 30by30目標

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする、いわゆる「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」でもネイチャーポジティブ実現のための鍵となる目標の一つです。生物多様性を保全するためには、陸域と海域の30%以上の保全を目指すことが重要であるとされています。

30by30目標は、保護地域に加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）も含めて達成していくこととされています。2024年8月時点で、日本では陸地の20.8%（うちOECM 0.1%）、海洋の13.3%が30by30目標に対応する保護地域とOECM面積の合計割合となっています。

30by30目標達成に向け、現状の保護地域の拡充とともに、民間等によって保全されてきたエリアをOECMとして認定する取り組みを進めるため、有志の企業・自治体・団体による「生物多様性のための30by30アライアンス」が発足しており、本県もそのメンバーとなっています。



30by30ロゴマーク

出典：環境省ホームページ「30by30」
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

第2章 青森県の生物多様性

1 自然環境

本県は、本州の最北端に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡に面し、津軽・下北両半島に囲まれた陸奥湾を有しています。

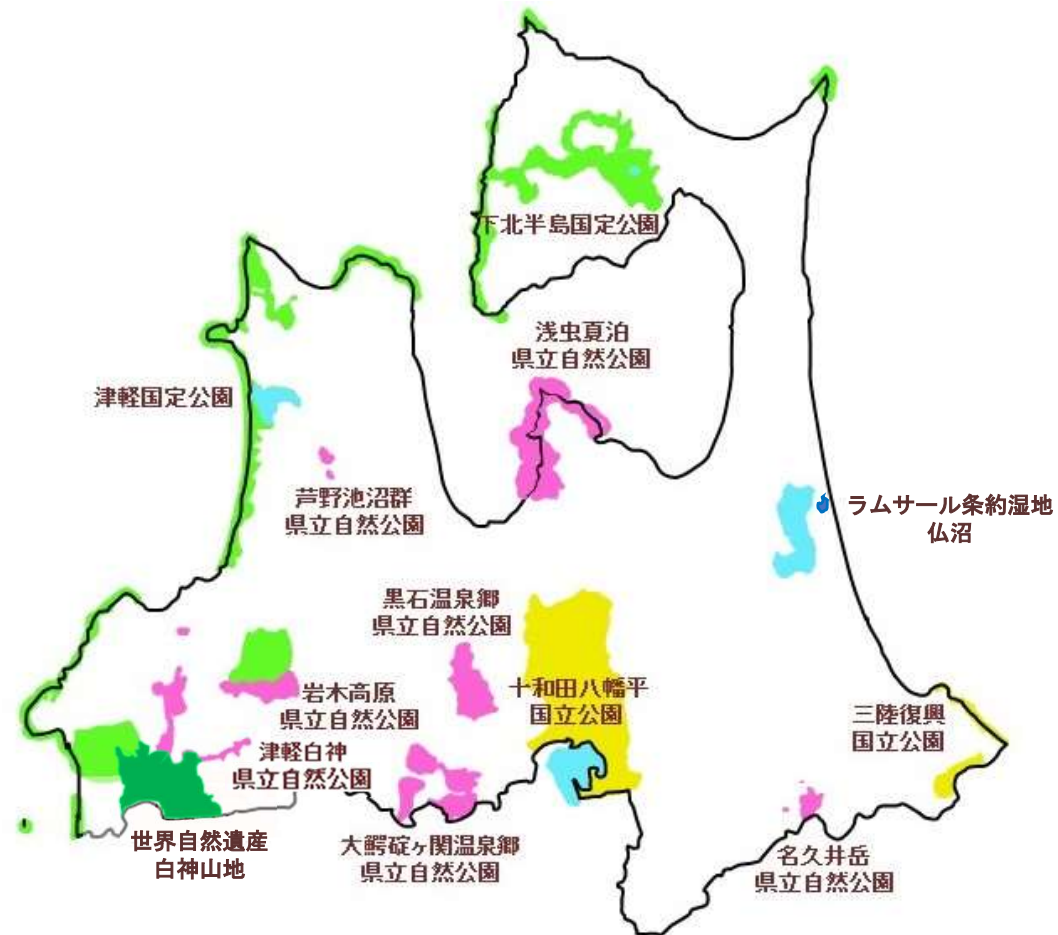
また、奥羽山脈の北端に位置する八甲田山系が中央に広がり、それを境に、気候が日本海型と太平洋型に大別されるなど、地形、地質、気候が地域によって大きく異なります。そのことが、本県の豊かな生物多様性を育んでいます。

これら、本県の豊かな自然環境は、世界自然遺産白神山地、ラムサール条約湿地仏沼、十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園、下北半島国立公園、津軽国立公園など、我が国を代表する自然として指定されているほか、むつ市・下北郡の下北地域が下北ジオパークとして、また、八戸市・階上町を含む三陸地域が三陸ジオパークとして日本ジオパーク委員会から認定されています。

なお、県内には、世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」をはじめ縄文遺跡が広く存在しています。これらの遺跡では、木の実や野生動物、海産物、編みかご、漆器等の遺物が多数出土しており、ひとつの資源に集中することなく本県の豊かな生物多様性を活かして、千年以上の長期間にわたり安定的に豊かな暮らしをしていたことがわかっています。

現在、本県では、近年、風力発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められており、これに伴う問題が顕在化していることから、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」に基づく「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」により、地域・自然との共生を実現させる取組

を進めています。この中で、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域（再生可能エネルギー事業を計画できない地域）として「保護地域」を設定することとしており、前述の世界自然遺産白神山地、ラムサール条約湿地仏沼、自然公園の一部等がこれに含まれています。



青森県自然公園等位置図

※下北、三陸ジオパークは詳細な区域が特定されていないため、図に示していない

第2章 青森県の生物多様性

2 生物

(1) 植物

植物分布上、青森県はブナやミズナラを主体とする落葉広葉樹林帯（ブナ帯ともいう）に位置しています。

本県のブナは今では山地帯に限ってみられますが、かつては海岸地域にも生育していました。例をあげると、太平洋側東通村海岸に広がる猿ヶ森周辺のクロマツ林は往時ブナ林であったとされていますし、日本海側つがる市のベンセ海岸には約1,400年前のブナ生育を証明する花粉分析の結果が報告されています。これら平地のブナ林は人間生活の営みと共に次第に伐採が進み、その結果、現在残っているブナ林は多くが奥山の山地帯に限られ、大部分が国有林として管理されています。

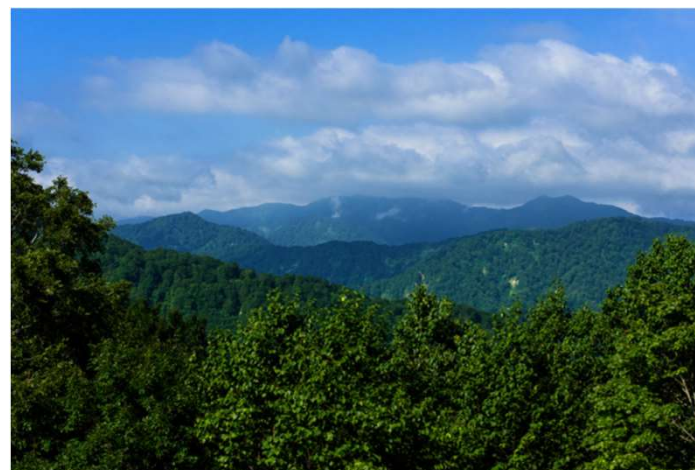
青森県の森林面積は約63万haですが、そのうちブナ林は9万ha余におよび、世界自然遺産に指定された白神山地の一部も含まれます。ブナ林の中に生育している木本・草本類は、太平洋側と日本海側では主としてその気候環境の違いから大きく異なります。

とりわけ林床に生えるササの種類に違いがみられ、太平洋側ではスズタケやチマキザサがまばらにみられますが、日本海側はチシマザサが密に生育しています。しかも、チシマザサと同じように多雪環境に適応したほふく型の常緑の低木であるハイイヌガヤやヒメアオキ・エゾユズリハなどが多く、混交している針葉樹もヒバ（ヒノキアスナロ）などで、太平洋側にみられるマツ科木本より弾力性があり、雪に対する適応性がみられま

す。

消雪直後から若葉が芽吹くころのブナ・ミズナラ林の林床は非常に明るく、このわずかの期間に地上に届く光を最大限に活用して生きているのがカタクリやキクザキイチゲなど、北国の早春を象徴する植物群です。

ブナ林と並んで5万3千haの生育面積をもつヒバ林も青森を代表する森林で、ヒバは県の木に指定されています。全国の8割以上が本県に生育しており、下北・津軽両半島にその90%が分布しています。陰湿な林床はヒメホテイランなどの希少種を育む環境となっています。なんととっても多いのは19万haにおよぶスギ林で、スギの天然分布の北限は本県となっていますが、ほとんどは人工林です。生育状況によって異なりますが、混交または下生する植生は比較的単純です。



世界自然遺産白神山地
(自然保護課撮影)

第2章 青森県の生物多様性

2 生物

(2) 動物

北海道とつながっていた寒い時代に南下した動物の一部は、本州北端の高標高地などにとどまって生息しており、津軽海峡の成立にはばまれて本県を北限の生息地として落ちついた種類も多いところではあります。

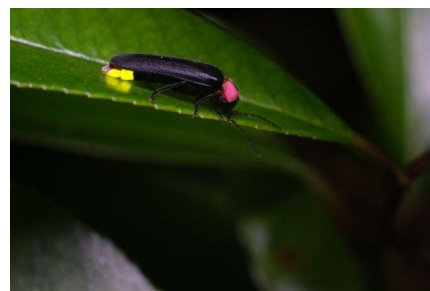
津軽海峡は動物学者ブレイキストンによって提唱された動物地理学上の一つの境界線として知られ、ブレイキストン線（ブラキストン線）とよばれています。主として哺乳類と鳥類の分布から唱えられたといわれていますが、ほかの動物群についても適用されるケースが多く、本県の動物分布を論じるときには無視できない学説となっています。ヒト以外の霊長類の世界の北限になっているニホンザルなどは、その最たるものでしょう。

哺乳類と同様に、昆虫類をはじめとして陸域で生活する無脊椎動物にとっても、津軽海峡は北方へ分布を拡大する際の大きな障壁になっています。青森県が日本での本来の分布北限になっている無脊椎動物はたいへん多く、昆虫類のゲンジボタルやカブトムシ、甲殻類のサワガニやヌカエビなど、よく知られた種類を多数含んでいます。これらの中には、人為的な移入によって、現在は北海道でも見られるようになっている種類も多いところではあります。

一方で、青森県の冷涼な気候は八甲田山のような山地だけでなく津軽半島や下北半島では平地でも寒冷地に特有なミズゴケ

湿原を作り、北方系の生物の生息を支えています。キタシロカズメウズムシやニホンザリガニのような、青森県が分布南限かそれに近い分布をしている生物には北海道との共通種が多く、分布を決める要因には気候の影響が大きいと考えられています。

本県周辺の海は、本来北の海で、特に冬季に温度が下がる潮間帯は寒海性の生物の住み場になっています。しかし、日本海側や下北半島の西海岸、陸奥湾の一部では、対馬暖流の影響を受けるため、暖海性の生き物と寒海性の生きものが混じり合った複雑な生物相が見られます。潮汐の小さな日本海側には干潟が発達しませんが、陸奥湾の小湊浅所とむつ市芦崎、それに太平洋側の高瀬川河口部には干潟があり、青森県が分布北限のアカテガニやアリアケモドキ、魚類ではヒモハゼなど、多くの特徴的な海浜生物が生息しています。



ゲンジボタル
(青森県レッドデータブック
(2020年版) Cランク)

(提供：PhotoAC)



ニホンザリガニ
(同Bランク)

出典：環境省ホームページ
https://www.env.go.jp/nature/amezari_mondai.html

第2章 青森県の生物多様性

2 生物

(3) 絶滅のおそれのある野生生物

希少野生生物を含む自然環境や生態系は、一度壊されてしまうと復元は非常に困難です。

このため、県では、本県の豊かな自然環境の状況を示す指標となる希少な野生生物の現状を把握し、種の希少性や保護の重要性などについての普及啓発を図るため、青森県レッドデータブックを作成しています。

2020年版に掲載されている種のカテゴリー定義や分類群ごとの数は次のとおりです。

カテゴリー定義

区分	基本概念	要件	対応する環境省カテゴリー
絶滅野生生物 EXランク	県内では、すでに絶滅したと考えられる野生生物	過去の記録・標本等において生息・生育が確認されているが、現在は県内で確認できない種	絶滅 EX 野生絶滅 EW
最重要希少野生生物 Aランク	県内では、絶滅の危機に瀕している野生生物	生息・生育数がきわめて少なく、または生息・生育環境も制限される種で、近い将来県内での絶滅が危惧される種	絶滅危惧ⅠA類 CR 絶滅危惧ⅠB類 EN
重要希少野生生物 Bランク	県内では、絶滅の危機が増大している野生生物	生息・生育数がかなり少なく、または、生息・生育環境もかなり限られた種で、将来県内での絶滅が危惧される種	絶滅危惧Ⅱ類 VU
希少野生生物 Cランク	県内では、生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物	生息・生育数が少なく、生息・生育環境も限られた種で、現地点では直ちに絶滅危惧とする程ではないが、環境の変化によっては個体数の更なる減少が危惧され、県内での絶滅が心配される種	準絶滅危惧 NT
要調査野生生物 Dランク	県内では、生息・生育情報が不足している野生生物	限定された生息・生育環境や低生息密度などから注目される種であるが、県内での確認例がきわめて少なく、生息・生育実態等が不明なため評価が保留されている種	情報不足 DD
地域限定希少野生生物 LPランク	県内では、地域内に孤立している個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高い野生生物	生息・生育状況・学術的価値・生物地理学的観点から特に保護に留意すべき、地域個体群	絶滅のおそれのある地域個体群 LP

選定種総括表

カテゴリー 分類群	EX	A	B	C	D	LP	合計
植物合計	6	138	139	114	89	3	489
維管束植物計	6	132	112	52	16	0	318
維管束植物以外計	0	6	27	62	73	3	171
蘚苔類	0	0	12	14	8	2	36
淡水藻類	0	1	0	0	13	1	15
地衣類	0	1	3	8	15	0	27
菌類	0	4	12	40	37	0	93
動物合計	12	54	94	222	150	11	543
脊椎動物計	5	30	47	57	24	7	170
哺乳類	2	4	7	2	10	3	28
鳥類	2	19	35	42	4	0	102
爬虫類	0	0	0	0	3	0	3
両生類	0	0	0	5	0	0	5
汽水・淡水魚類	1	7	5	8	7	4	32
無脊椎動物計	7	24	47	165	126	4	373
昆虫類	7	19	34	152	108	0	320
昆虫類以外の無脊椎動物	0	5	13	13	18	4	53
合計	18	192	233	336	239	14	1,032

※青森県レッドデータブック掲載種は下記URLで確認できます。
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/red-data-book.html>

第2章 青森県の生物多様性

3 生物多様性の恩恵

(1) 生命の存立基盤（基盤サービス）

生態系がもたらす恵みの土台を築くもので、そもそも人間社会を含む生物種や生息域が存在するための酸素の供給、栄養塩の循環、土壌の形成など、命のインフラを形成している機能です。

白神山地や八甲田山などに代表される広大な森林を形成する植物は光合成により二酸化炭素と水から炭水化物を生成し自らの体と栄養分を作り出します。その過程で酸素を放出し、私たちの呼吸に利用されます。また、落ち葉や枯死した植物体は土壌微生物等に分解されて土壌を形成し、動植物の生息生育の土台になります。このように生物多様性の恵みを支える基盤となるサービスで、陸上の植生や土壌微生物、海洋生物などが大きな役割を果たしています。

炭素や栄養塩類の物質循環には、白神山地や八甲田山などに代表される森林、岩木川、馬淵川、奥入瀬川、大畑川、川内川などの河川、太平洋、日本海、陸奥湾などの海を大きく循環している水が支えています。

(2) 有用性の源泉（供給サービス）

水、食料、材料、薬品など生活に欠かせない衣食住の基盤となるのが供給サービスです。

① 農産物

米、りんご、ながいも、にんにく、ごぼうなど、本県を代表する農作物のほか、食用菊阿房宮、糠塚きゅうり、一町田のせり、清水森ナンバ、妙丹柿などの地域伝統作物、牛、馬、

豚、鶏、鶏卵、牛乳、はちみつなどの畜産物なども、生物多様性がもたらす恵みです。

また、農耕や運搬、交通手段としての牛馬などへの動物利用もまた多様な特性を持った動物たちがいたからこそ利用することができたものです。

② 林産物

青森ヒバ、南部アカマツといった地域特有の木材や、スギ、ブナ、クリなどの木材は、住宅建材や家具建具材はもちろんのこと、樽や桶など生活の道具、土木資材などに幅広く利用されています。

また、チシマザサ(ネマガリダケ)、モミジガサ(シドケ)、ゼンマイ、ウワバミソウ(ミズ)などの山菜、ナラタケやマツタケなどのきのこ、ヤマブドウ、アケビ、クリ、サルナシなどの木の実、ウルシの樹液などの工芸材料、クマ、キジ、ヤマドリ、カモ類、キツネ、テンなどの狩猟鳥獣からの肉や毛皮も様々な生き物たちの存在があるからこそ利用できるものです。

③ 水産物

ホタテガイ、ヒラメ、クロマグロ、イカ類、ウスメバル、サメ類、ウバガイ(ホッキガイ)、トゲクリガニ、ワカサギ、シラウオ、ヤマトシジミなどの魚介類のほか、コンブ、ワカメ、フノリ、エゴノリ、イワノリ、マツモなどの海藻類など、海に囲まれ、大型の汽水湖を持つ本県は数え切れないほど多様な水産資源に恵まれ、古くから食生活の中心となってきました。

第2章 青森県の生物多様性

3 生物多様性の恩恵

④ その他の原料・材料等

キハダやホオノキの樹皮やセンブリ、トウキなどの生薬原料、チシマザサ(ネマガリダケ)、アケビのつる、ヤマブドウの樹皮などのかごやざるの材料、麻やシナノキなどの繊維、化粧品の原材料となる植物や動物など、縄文の昔から、生活の道具や薬など、生活する上で必要なものは全て、身近な生き物たちの利用により成り立っていました。

(3) 豊かな文化の根源（文化的サービス）

私たちの暮らしに潤いを与えてくれる、地域の祭りや、余暇の場の提供、生物資源を利用するための知恵や技などは文化的サービスといえます。

① 生物資源を利用するための知恵や技

食品加工保存技術（日干し、焼き干し、寒干し、塩蔵）や食材の特性に合わせたバリエーションに富んだ地域食文化、薬としての利用の知恵、木材の特性に合わせた加工技術、繊維加工など植物材料の特性を活かした加工利用技術、マテ漁、氷下漁、投網漁、やな漁、四手網漁、瀬付き漁、しば漬漁など、それぞれの魚種の生態を利用した伝統的漁法など、長年にわたる生き物たちの利用の積み重ねがもたらしてきた知恵や技があります。

② レクリエーション資源の提供

国立公園などの自然公園をはじめとして、スポーツの場としての河川、海岸、山岳の利用や子供の遊び場や自然観察会

の場としての水辺、草むら、里山、産業体験の場としての農地、林地、海岸なども文化的なサービスを生物多様性がもたらしているものと考えられます。

③ 祭り

県内各地には、生き物たちと関わりのある様々な祭りが今も残っています。津軽のお山参詣や虫送り、荒馬、下北のもちつき踊り、南部のえんぶりなどの伝統行事はその代表的なものといえます。

(4) 安全・安心の基礎（調整サービス）

洪水、土砂、飛砂災害などから生活を守る働きや植生の被覆によるヒートアイランド現象等の抑制など気候の緩和、森林や海岸の藻場など、植物による二酸化炭素の吸収や、干潟や河畔の植生や二枚貝など底生生物による水質浄化作用の働きなどは、調整サービスとされています。

むつ市の芦崎湾や平内町の浅所海岸、岩木川の河口や小川原湖湖沼群などの干潟は、多くの水生生物の生活を支え、産卵や幼稚仔魚に成育の場を提供する以外にも、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど水質の浄化に大きな役割を果たしています。

東日本大震災の津波の被害を緩和した太平洋岸の海岸防災林、野辺地町にある日本最古の鉄道防雪林、飛砂や潮風から農地を守る屏風山のクロマツ林など、生物の力を上手に利用して災害を防いでいます。

第2章 青森県の生物多様性

4 生物多様性の現状と課題

(1) 生態系への配慮を欠いた開発や乱獲による生息地域の減少

- 人口増加や高度経済成長に伴い、利便性向上や効率化を図るため、道路や港湾、海岸などの整備、大規模な農地開発やほ場整備、化学肥料と農薬を多用した栽培技術の定着、木材の需要増に対応するための拡大造林政策による広葉樹林の伐採とスギ人工林の増加、エネルギーや水需要を満たすためのダムや水路の造成による河川の連続性喪失、有害な化学物質の使用など、生態系への配慮を欠いた開発により野生動植物の生息、生育基盤は急速に失われてきました。
- 生活のゆとりや趣味の多様化等に伴い、高山植物やエビネ類などのラン科植物、オキナグサ、サクラソウなどの山野草、ニホンザリガニやカブトムシ、キタノメダカなどが乱獲され、身近だった生き物たちが姿を消しています。
- また、湿地帯や疑似湿地におけるナガボノシロワレモコウ、ゴマシジミ、クシケアリの関係などのように、様々な種がつながりを持って生存していることから、ひとつの種の絶滅が、つながりを持つ多くの種の絶滅につながっています。
- ミツバチへの有毒性の懸念からヨーロッパにおいて一部のネオニコチノイド系農薬の使用が暫定的に制限されたことから、国内においても、ネオニコチノイド系農薬の使用による生物多様性への影響が懸念されるという声が高まっています。
- 本県は全国でも有数の風力発電に適した地域であり、近年、風力発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められています。特に風力発電所では希少鳥類等のバードストライクが懸念されるなど、再生可能エネルギー事業に

対する問題が顕在化しています。

(2) 自然に対する人の関与の減少

- 人口減少や高齢化による一次産業の担い手不足等に伴い、農地の耕作放棄や森林の手入れ不足、海岸、河川などの荒廃が進んでいます。
- 化石燃料や電気の普及、トラクターやトラックの普及などに伴い薪炭利用や採草利用が減少し、里山の環境が大きく変化しました。
- 里山に広がっていた草地の減少により、オオルリシジミの食草であるマメ科のクララが減少し、オオルリシジミは絶滅しています。
- 石油製品や輸入資材の普及等により、暮らしの道具などへの身近な生物資源の利用が衰退しています。
- 里山利用や狩猟の衰退、郊外への住宅団地の造成、森林に通じる道路の整備等により、クマやサルなど野生動物の行動範囲と人の行動範囲が近くなり人との軋轢が増加しています。

(3) 地球規模の気候変動に伴う影響

- 気温の上昇に伴い、りんごなど果樹栽培適地の変化や農作物の病虫害の増加などによる農業への影響、様々な動植物の生息、生育適地が変化することによる森林生態系への影響（森林病害虫の増加、動植物の種及び地域個体群の絶滅、景観の変化等）が懸念されています。

第2章 青森県の生物多様性

4 生物多様性の現状と課題

- 海水温の上昇に伴い、漁獲される魚介類の種類や漁獲量の変化など漁業への影響が懸念されています。

(4) 外来種の侵入等による影響

- 県内の広い地域でハクビシンや野生化したアライグマの分布が拡大しており、農作物、文化財、家屋に係る被害が増加しています。
- オオクチバスやブルーギルの放流、ミシシippアカミミガメの放逐、ウシガエルの侵入等に伴い、在来種の生息の場が奪われるなど、生態系への影響が見られます。
- オオハンゴンソウやアレチウリ、オオキンケイギクの繁茂が、鳥類の繁殖や既存植生の衰退など、生態系に影響を与えています。
- ホタルや淡水魚類などの移入により、各地域で固有な遺伝子の多様性への影響が懸念されています。
- 県南地域では、野生化したコブハクチョウが繁殖しており、生態系への影響が懸念されています。
- 明治時代に本県で地域絶滅したニホンジカやイノシシが全国的に分布域を拡大し、近年、本県においても生息が確認されており、在来植生や農作物への食害、森林への被害等が懸念されています。

(5) 生物多様性の恵みとの関わりの変化

私たちは、縄文の昔から、生きていくための水や食料、住居、

衣類、燃料、薬や道具などすべてのものを周りの自然環境から得ていました。そのため、過剰な自然資源の利用は将来の利用に影響を及ぼすことを肌で感じとることができていました。

しかし、エネルギー革命、経済の高度経済成長やグローバル化の進展などによる社会構造の変化に伴い、効率性、経済性、利便性を過剰に追求し、知らず知らずのうちに自然資源利用の知恵を忘れ、自分たちの周りのみならず、世界各地の生物多様性に影響を与えるライフスタイルを選択してきました。

また、暮らしと生き物たちとのつきあい方は、それぞれの地域の集落の成り立ちや立地環境などにより大きく異なりましたが、経済のグローバル化により、人が関与しながら上手に恵みを利用するということがなくなり、山菜やきのこなどの森の恵みにしても、そこにある分、採れる分をすべて採って換金するなど、持続可能な利用とはかけ離れた利用へシフトし、地域の特徴的な生き物たちとのつきあい方（恵みの利用の多様性）をも失ってきました。

加えて、人々の生活が周りの自然への依存度を弱めてきたことで、自然に対して感謝や畏敬の念を抱く機会も少なくなってきました。このような自然に対する認識の変化は、担い手の減少やコミュニティの繋がりの希薄化と相俟って、地域の行事や祭りの機会も少なくしています。

(6) 生物多様性の現状把握についての課題

本県の生物多様性は、前述のような現状にあると考えられますが、調査活動の減少などにより、その正確な現状把握が困難となってきました。

第3章 基本的事項

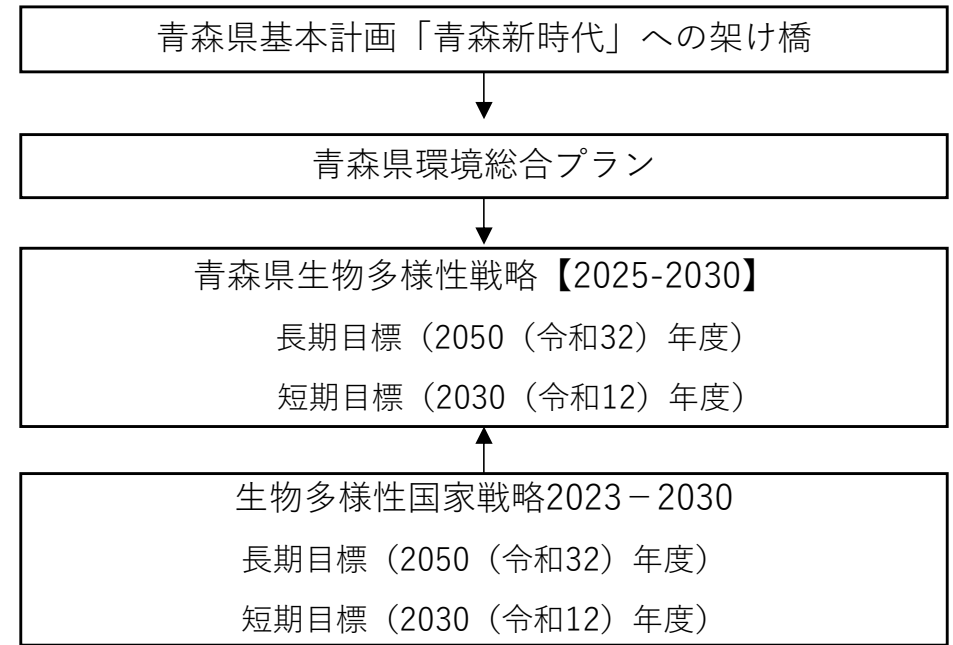
1 戦略改定の趣旨

2014（平成26）年3月に策定した青森県生物多様性戦略（以下「県戦略」という。）は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく、県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画であり、基本理念及び2050年の目標、県民をはじめとする様々な主体が担う役割などを定め、全県を対象に、平成26年度から10年間で取り組むべき具体的施策を示した行動計画です。

県戦略は、策定から10年を経過し計画期限を迎えたこと、また、国が令和4年度に「生物多様性国家戦略2023-2030（以下「国戦略」という。）」を閣議決定し、「2030年までに生物多様性の損失を止め自然を回復軌道に乗せる」というネイチャーポジティブの実現を新たに掲げたことから、今般、国戦略等との整合を図るため、県戦略【2025-2030】として改定します。

2 位置付け

- 生物多様性基本法第13条第1項に基づき、生物多様性国家戦略を基本とした、県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画
- 「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」及び「青森県環境総合プラン」の内容と整合した個別計画
- 基本理念、2050年目標、及び2050年目標達成に向けた戦略（2030年目標）を定め、2030年までに取り組むべき具体的な施策を示す行動計画



3 対象区域

青森県全域とします。

4 計画期間

2025（令和7）年度～2030（令和12）年度

5 計画の進行管理

施策の取組状況の点検・評価に当たっては、OODAループ^(※1)及び順応的管理^(※2)の考え方を活用します。

※1 OODAループ（ウーダグループ）：O（Observe：観察する）、O（Orient：方向づける）、D（Decide：決断する）、A（Act：実行）のサイクルによる軌道修正を短期的に繰り返す、機動力を重視した意思決定手法のことで、見通しの立たない状況における目標達成に有用とされる。

※2 順応的管理：不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理に用いられる。例えば、野生生物保護管理の場合、当初の予測がはずれる事態が起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変えるフィードバック管理（順応性）が必須となる。

第4章 青森県が目指す社会（将来像）

1 基本理念「いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり」

自然に対し畏敬の念を持ち、先人たちが歩んできた自然との営みの中で日々の生活を見つめ直し、本県の豊かな生物多様性に裏打ちされた暮らしを再認識するとともに、いにしえから自然と共生してきた地域として、様々な生き物たちが織り成す命の輪を守り、自然の恵みを授かりものと感謝し、真の豊かさを実感できる、「いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり」を基本理念とした自然共生社会の構築を目指します。

2 2050年目標（長期目標）

自然共生社会を構築していくためには

- 地域の自然やそこに生息・生育する生き物を知ること自分たちの生活や社会の仕組みを理解する。【知る】
- 生物多様性がもたらす恵みの価値を理解し、すべての産業活動において、自然資源を上手に活用しながら、持続可能な利用を推進する。【活かす】
- 様々な生き物たちの営みを理解し尊重し、守り育てることで、将来の世代まで持続可能に活用できる社会を目指す。【守る】

必要があると考えます。

よって、自然共生社会を構築していくためのアプローチとして、「知る」、「活かす」、「守る」の3つの柱に沿って、以下のとおり2050年目標を設定します。

目標1 【知る】人と自然のつながりを理解し次代に伝えるあおもり

目標2 【活かす】生物多様性がもたらす恵みを活かすあおもり

目標3 【守る】いきものたちの命を守り育てるあおもり

第4章 青森県が目指す社会（将来像）

3 2050年目標達成に向けた戦略（2030年目標：短期目標）

【2050年目標達成に向けた6つの戦略（2030年目標：短期目標）】

本県は、古くから様々な生き物たちと関わりを持ちながら、その恵みを上手に利用することで自分たちの命をつないできました。今でも、本県の生物多様性のポテンシャルは比較的高く、私たちは様々な恵みを受けて暮らしています。しかし、いのちの源である生物多様性は、ここ数十年の間に過度な経済性や効率性の追求により悪化が続いており、絶滅や大きく減少した生き物たちも多く、このまま生物多様性に配慮を欠いた暮らしを続けていくと、将来の私たちの暮らしに大きな影響を与えるおそれがあります。

これまでの自然とのつきあい方を見つめ直し、先人達が築き上げた知恵や技を再認識しつつ、生物多様性に配慮した新たなライフスタイルを作り上げていく必要があります。

本戦略では、2050年目標達成に向けて6つの戦略（2030年目標：短期目標）を示します。



第4章 青森県が目指す社会（将来像）

4 6つの戦略（2030年目標：短期目標）ごとの行動計画

【行動計画】

6つの戦略ごとに、2030年までに取り組むべき具体的な施策を行動計画として示します。

基本理念：いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり			
2050年目標 （長期目標）	2050年目標達成に向けた戦略 （2030年目標：短期目標）		行動計画（取組）
【知る】 人と自然のつながりを理解し次代に伝えるあおもり	戦略1	生物多様性が身近に感じられる環境をつくる	(1) 自然環境に関する情報の集約
			(2) 情報の発信及び普及啓発の推進
			(3) 自然とのふれあい推進
			(4) 生物多様性を保全する体制の構築
	戦略2	県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む	(1) 環境学習の取組推進
			(2) 地域における自然環境を支える人財育成の推進
【活かす】 生物多様性がもたらす恵みを活かすあおもり	戦略3	自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る	(1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進
			(2) 生物多様性保全型の観光利用の推進
			(3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進
	戦略4	自然を活用した社会課題の解決（NbS）に取り組む	(1) 生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進
			(2) 地域の伝統的な食・産業・文化から得られる恵みを活用した振興の推進
			(3) 自然の恵みを活かした防災・減災の推進
【守る】 いきものたちの命を守り育てるあおもり	戦略5	野生鳥獣と人との調和共存を図る	(1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進
			(2) 野生鳥獣の適切な保護管理
	戦略6	健全な生態系の確保及び回復を図る	(1) 県土（陸及び内陸水域）の30%以上を保全
			(2) 希少種の保全と外来種対策

第4章 青森県が目指す社会（将来像）

5 「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクトの推進

本県の雄大で深甚な自然環境は、縄文時代までさかのぼり、私たちの生活を大いに支えてきました。そして、私たちは古（いにしえ）からこの自然環境の恵みを受け、農業や漁業などの生業を営み、産業を振興させ、暮らしを営んできました。

地域の生活や文化を支えてきた自然は、誰かが勝手に守ってくれるものではなく、地域に住む自分たちが、その素晴らしさを感じ、そこに多様な生物が息づいていることの重要性を理解し、私たちの暮らしと自然のつながりを意識して、多くの主体が互いに手を取り合い、育てながら守り続け、将来の世代へと引き継ぐ必要があります。

このため、「いきものたちを育み恵みを受ける自然と共に生きるあおもり」を基本理念とした、自然共生社会を構築していくための2050年目標及び2030年目標の達成に向け、シンボルプロジェクトとして、『「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクト』を推進します。

「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクト

豊かな生物多様性を有する本県の自然環境を将来の世代へと引き継ぐことを目指し、世界自然遺産白神山地や日本の重要湿地であるベンセ湿原、田代平湿原やラムサール条約湿地仏沼のほか、県白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターを、自然についての学びや生物多様性の保全活動へと誘うゲートウェイ（玄関口）と位置付け、保全活動や利用の促進、人材育成などに取り組みます。

県内外から多くの方がゲートウェイとして位置付ける地域・施設を訪れ、ここを起点として本県の自然の豊かさを実感していただくことで、自然共生社会の構築に繋がっていきます。

<取組内容>

- 国、関係自治体、企業、地域団体、教育機関など様々な主体の連携によるベンセ湿原、田代平湿原、仏沼の生物多様性保全活動の促進
- 県白神山地ビジターセンター、県立自然ふれあいセンターの利用拡大に向けた自然体験プログラム等の充実
- 白神山地来訪者数の増加に向けたアクティビティプログラムの活用強化と県内外への魅力発信
- 自然環境の保全に携わる人材や自然の魅力を解説するガイド人材の確保、育成

第4章 青森県が目指す社会（将来像）

6 2030年までの重点取組

「自然と共に生きるあおもり」ゲートウェイプロジェクトと連動して、2050年目標の達成に向け、2030年時点において実現される状態像を重要業績指標（KPI）で表すとともに、その実現に向けて2030年まで特に注力する取組を重点取組と位置付け、施策を展開します。

重点取組については、「第5章 行動計画」における「取組」の中で、該当する取組に〔重点〕と記載します。

目標1【知る】 人と自然のつながりを理解し次代に伝えるあおもり

2030年における状態像：重要業績評価指標（KPI）

県白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターにおける自然体験事業参加者数

現況 610人(R5) 目標 700人(R10)

重点取組：県白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターを中心とした自然体験事業等の推進（戦略1(2)、(3)関連）

○ 取組内容

- ・ 県白神山地ビジターセンター、県立自然ふれあいセンターの利用拡大に向けた自然体験プログラム等の充実【戦略1(3)②】
- ・ 自然環境の保全に携わる人材や自然の魅力を解説するガイド人材の確保、育成【戦略1(3)⑤】
- ・ 白神山地来訪者数の増加に向けたアクティビティプログラムの活用強化と県内外への魅力発信【戦略1(2)④】
- ・ 生物多様性に関連するイベント等と連携し、県民の自然とのふれあいを促進【戦略1(3)⑥】

○ 期待される効果

- ・ 県民が自然とふれあう環境が充実し、生物多様性が身近に感じられる

※【 】内は「第5章 行動計画」における「取組」の該当箇所 以下目標2、3も同じ

第4章 青森県が目指す社会（将来像）

6 2030年までの重点取組

目標2【活かす】 生物多様性がもたらす恵みを活かすあおもり

2030年における状態像：重要業績評価指標（KPI）

自然共生サイト^(※3) 認定数

現況 1か所(R5) 目標 8か所(R12)

重点取組：自然共生サイトの登録推進による生物多様性に配慮した企業活動の促進（戦略3（3）関連）

- 取組内容
 - ・ 民間企業等に自然共生サイトの制度を周知し、メリットや必要性を解説することで登録を促進【戦略3(3)⑥】
- 期待される効果
 - ・ 自然共生サイトの登録が進むことで、30by30目標の達成、ネイチャーポジティブの実現、企業の社会的責任（CSR）が果たされ、企業価値が向上する

※3 自然共生サイト：企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する制度。認定区域は、保護地域との重複を除き、OECM（保護地域以外で生物多様性に保全に資する区域）として国際データベースに登録される。

なお、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）が令和7年4月1日に施行された後は、同法に基づき、特定の場所に紐づいた活動実施計画の認定制度に変更される予定。

第4章 青森県が目指す社会（将来像）

6 2030年までの重点取組

目標3【守る】 いきものたちの命を守り育てるあおもり

2030年における状態像：重要業績評価指標（KPI）

狩猟免許所持者数

現況 1,888人(R5) 目標 2,300人(R12)

重点取組：野生鳥獣と人との調和共存（戦略5（1）（2）関連）

- 取組内容
 - ・ 指定管理鳥獣であるニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマの科学的かつ計画的な保護管理対策の実施【戦略5（2）③】
 - ・ 野生鳥獣による被害防止対策の総合的な実施及び野生鳥獣のエサとなるものを人の生活圏の中に放置しないなど、人と野生鳥獣との棲み分け促進による適切な関係づくり【戦略5（1）②】
 - ・ 野生鳥獣による被害防止対策の担い手である狩猟者の確保、育成【戦略5（1）③】
- 期待される効果
 - ・ 適切な管理対策により人と鳥獣の軋轢を低減し、お互いが共存できる関係が作られる

2030年における状態像：重要業績評価指標（KPI）

県内の陸域及び内陸水域の保護地域とOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の総面積

現況 174,702ha(R5) 目標 290,000ha(R12)

重点取組：各種制度を活用した健全な生態系の確保（戦略6（1）関連）

- 取組内容
 - ・ 国、関係自治体、企業、地域団体、教育機関など様々な主体の連携によるベンセ湿原、田代平湿原、仏沼の生物多様性保全活動の促進【戦略6（1）⑦】
 - ・ 自然共生サイトであるベンセ湿原の維持管理のため、刈払いや木道整備等の実施【戦略6（1）⑤】
 - ・ 「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」に基づく「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」による守るべき環境の保全【戦略6（1）②】
- 期待される効果
 - ・ 健全な生態系の確保により、30by30目標の達成及びネイチャーポジティブが実現する

第4章 青森県が目指す社会（将来像）

7 SDGsの考え方の活用

本戦略では、複数の課題を統合的に解決することを目指す「SDGs」の考え方を取り入れ、分野横断的に行動計画の取組を展開することにより、本県が直面する経済・社会・環境課題の解決に資することを目指します。

なお、本戦略における基本戦略とSDGsとの関係については次の表のとおりです。

	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
戦略1 生物多様性が身近に感じられる環境をつくる			○	○							○	○		○	○		○
戦略2 県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む				○					○			○	○				○
戦略3 自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る	○	○				○						○		○	○		○
戦略4 自然を活用した社会課題の解決（NbS）に取り組む			○				○				○		○	○	○		○
戦略5 野生鳥獣と人との調和共存を図る		○									○				○		○
戦略6 健全な生態系の確保及び回復を図る			○			○	○				○	○	○	○	○		○

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

出典：国連広報センター「2030アジェンダ」
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

第5章 行動計画

戦略1 「生物多様性が身近に感じられる環境をつくる」

私たちの暮らしを生物多様性に配慮した新たなライフスタイルに変革するため、まずは生物多様性を身近に感じられる環境をつくることが求められています。

そのためには、県民に対して生物多様性についての情報発信を行うとともに、自然とのふれあいを推進する環境を整備する必要があります。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるためには、県民や事業者、民間団体、教育機関、専門家や研究機関、行政などの多様な主体それぞれが当事者意識を持ち取組を進めていくことが重要であり、協働して生物多様性を保全する体制の構築が必要です。

◇取組

(1) 自然環境に関する情報の集約

- ① 大学や調査研究機関、市民グループ等による各種調査活動の促進及び環境省のモニタリングサイト1000^(※4)の調査結果などによる生態系の現状把握
- ② 絶滅のおそれのある希少種を「青森県レッドデータブック」に、生態系や農林水産業等へ影響を及ぼすおそれのある外来種を「青森県外来種リスト」に集約
- ③ 自然環境に関連する各種施設（大学、研究機関、博物館、ビジターセンター、体験施設等）のネットワーク化による情報共有及び知見の集積
- ④ 総合博物館である県立郷土館を核とした公的機関のみならず、市民団体等が把握している情報なども含めた自然環境に関する資料の収集

(2) 情報の発信及び普及啓発の推進

- ① Webサイトによる生物多様性についての情報発信
- ② 県立自然ふれあいセンターをはじめ、県内各地に整備されている自然体験・普及啓発施設における情報発信及び普及啓発活動の推進
- ③ 生物多様性に配慮した「エシカル消費」^(※5)の推進
- ④ 白神山地来訪者数の増加に向けたアクティビティプログラムの活用強化と県内外への魅力発信〔重点〕

(3) 自然とのふれあい推進

- ① 自然体験施設における体験プログラムの充実などを通じた利用の促進
- ② 県白神山地ビジターセンター、県立自然ふれあいセンターの利用拡大に向けた自然体験プログラム等の充実〔重点〕
- ③ 森林整備活動や水辺の生き物調査、農林水産業体験などの取組による自然環境や地域文化への理解促進
- ④ 都市公園や緑地などの計画・維持・管理への県民参加の推進及び地域における緑化活動や各家庭・事業所の壁面緑化など、身近な緑づくりの推進
- ⑤ 自然環境の保全に携わる人材や自然の魅力を解説するガイド人材の確保、育成〔重点〕
- ⑥ 生物多様性に関連するイベント等と連携し、県民の自然とのふれあいを促進〔重点〕

※4 モニタリングサイト1000：環境省が2003年に始めた事業。全国に1,000か所以上の調査サイトを設置し、100年以上モニタリングを継続することで、基礎的な環境情報の収集を長期にわたって継続して、日本の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握することを目的としている。

※5 エシカル消費：エシカル（ethical）とは、日本語で「倫理的な」という意味であり、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動のこと。

第5章 行動計画

戦略1 「生物多様性が身近に感じられる環境をつくる」

(4) 生物多様性を保全する体制の構築

- ① 地域生物多様性増進活動支援センター^(※6)による生物多様性に関する情報提供
- ② 生物多様性の保全につながる様々な制度の積極的な活用による県民参加の自発的な活動の促進
- ③ 生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創出や、様々な主体がひとつのテーブルにつき、生物多様性の課題への解決策を見いだす仕組みづくりの検討
- ④ 多様な主体による生物多様性の保全活動として、様々な機会を活用した広報及び各種表彰事業への推薦などの活動促進
- ⑤ 市町村における生物多様性地域戦略の策定支援及び県や市町村が策定する行政計画への生物多様性保全の反映
- ⑥ 県庁内の関係部局が連携した生物多様性の保全に向けての取組を推進するための体制づくり

コラム：エシカル消費とは

エシカル消費のエシカル (ethical) とは、日本語で「倫理的な」という意味で、法律などの縛りがなくてもみんなが正しいと思うことです。このことから、エシカル消費とは、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動のことを言います。

例えば、

- ・エコ商品やリサイクル商品など環境に配慮した商品を買う
- ・フェアトレード認証商品を買う
- ・寄付付きの商品を買う
- ・被災地の産品を買う
- ・地元の産品を買う
- ・障がいのある人の支援につながる商品を買う
- ・マイバック、マイ箸、マイカップの利用
- ・食品ロスを減らす

現在、世界では貧困や人権問題、地球温暖化といった問題が大きな課題となっています。

私たち一人ひとりのエシカル消費がこのような課題の解決につながるのです。

(引用元：第4次青森県消費生活基本計画)

※6 地域生物多様性増進活動支援センター：各主体間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を行う拠点として、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律において地方自治体に設置に努力するよう義務づけられており、本県では自然保護課内に設置している。

第5章 行動計画

戦略2 「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」

県民が生物多様性の価値を理解し、生物多様性の保全に向けた行動を取るためには、環境学習の推進が効果的です。

身近な自然の中での生き物とのふれあいなど、体験型の環境学習の充実が期待されているとともに、様々な機会や場を通じて、継続的な普及啓発を行っていく必要があります。

生物多様性に関する環境学習を推進するためには、自然や環境について理解を深めるプログラムの実施、環境学習を指導できる人財の育成及び環境保全活動に取り組む地域、事業者、団体、行政などとの連携も重要です。

(2) 地域における自然環境を支える人財育成の推進

- ① 脱炭素・循環型・自然共生社会づくりなどに関する幅広い知識や経験を有する人財を発掘しデータベース化するとともに、データベース登録候補者の人財育成
- ② 担い手や指導者の人財不足と高齢化による後継者不足に対応するため、新たな人財の確保・育成のための研修会や講座の開催
- ③ 教員の環境教育に係る資質の向上

◇取組

(1) 環境学習の取組推進

- ① 学校や家庭、地域における生き物や水質の調査などによる体験型の環境学習活動の推進
- ② 環境教育の現状把握及びESD^(※7)の推進に向けた周知・啓発活動の実施
- ③ 児童生徒の学習段階や様々な対象に合わせたプログラムや教材の整備及び出前トーク^(※8)による講師派遣や環境出前講座などを通じた環境学習活動の推進
- ④ リサイクル活動や生き物調査など、地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り組む「こどもエコクラブ」^(※9)の結成、活動促進

※7 ESD：「Education Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」のこと。問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習教育活動

※8 出前トーク：県政に関係する様々なテーマについて、県民の皆さんの集会や学習会に県職員が直接出向いて説明する制度

※9 こどもエコクラブ：地域における子どもたちの主体的な環境学習や活動を支援するため、国が平成7年度に創設した制度で、幼児から高校生までの数人のメンバーと大人のサポーターでグループをつくり、こどもエコクラブ全国事務局に登録する。

第5章 行動計画

戦略3 「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」

農林水産業は、土壌微生物や生物防除等様々な生き物たちの力を借りるなど、生物多様性の豊かさによって成り立っています。一方、農薬や肥料の不適切な使用などは、生産基盤のみならず、水の循環を通じて広く影響を及ぼし、様々な生き物たちの生息・生育環境の悪化を招きます。

県土の約7割を占める森林は、多様な生物の生息・生育の場として重要な役割を担っていることから、林業生産との調整を図りながら、森林の有する公益的機能を発揮させていくことが重要です。

水産業は、生物多様性と直接的に関係する産業であり、今後も持続可能なものとするためには、生産力を支える海や湖沼河川の生態系を健全に保つことが不可欠です。また、沿岸域は特に、幼稚魚の育成場所でもあり、生物多様性が豊かであることから、それらを育む干潟や藻場などの適切な保全が必要です。

一次産業は、本県の基幹産業であることから、その持続性を意識し、基盤である自然環境の保全に向けて、自然環境と共生した生産活動とする必要があります。

また、観光における自然資源の利用にあたっては、施設整備やその利用による自然環境への影響を最小限に抑えることや、来訪される方に地域の自然環境と暮らしとのつながりを理解いただくなど、自然環境に配慮した取組を進めることが必要です。

企業活動においては、生物多様性に配慮しないことは事業継続上のリスクの一つであることから、県内企業に対しても、生物多様性と事業とのつながりについて啓発し、生物多様性の恵みの利用を持続可能なものとする必要があります。

◇取組

(1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進

- ① 総合土壌診断に基づく適正施肥の普及啓発による健康な土づくりの推進
- ② 特別栽培農産物認証制度^(※10)や環境保全型農業直接支払交付金^(※11)の活用、農業生産工程管理（GAP）^(※12)などによる有機栽培や農薬・化学肥料の使用を低減した環境にやさしい農業の推進
- ③ 農産物に表示される「有機JAS認証」、林産物に表示される「FSC森林認証」、水産物に表示される「マリン・エコラベル」などの各種認証制度の推進
- ④ 自然環境に配慮した活動の一環として生産された農産物に付加価値を付与するなどの取組の促進
- ⑤ 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に配慮した森づくりのための再生林や間伐対策の推進及び郷土樹種の樹下植栽や長伐期施業の推進、県産木材の利用促進
- ⑥ 漁業公害の防止や漁場環境の美化活動の推進による、海面、内水面漁場の環境の保全
- ⑦ 漁業対象となる海洋生物の適切な資源管理による海洋生物資源の維持推進

※10 特別栽培農産物認証制度：農薬や化学肥料を使わないか、その地域の一般的な栽培方法よりも使用量を5割以下に減らして栽培した農産物を「特別栽培農産物」として認証する制度

※11 環境保全型農業直接支払交付金：農薬や化学肥料をその地域の一般的な栽培方法よりも使用量を5割以下に減らしたうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組を実施した営農活動に対する支援制度

※12 農業生産工程管理（GAP）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

第5章 行動計画

戦略3 「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」

(2) 生物多様性保全型の観光利用の推進

- ① エコツーリズム^(※13)の取組などによる観光における自然資源の持続可能な利用推進
- ② オーバーツーリズム^(※14)対策の推進による自然環境に与える影響の低減

(3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進

- ① 県内の各種事業者への「生物多様性民間参画ガイドライン^(※15)（第3版）－ネイチャーポジティブ経営に向けて－」の普及及び生物多様性の保全への取組や認知度の向上
- ② 生物多様性の保全や配慮に取り組むことを、事業者がメリットと感じられる仕組みの維持・構築
- ③ 様々な生態系サービスの受益者が自然環境保全経費等を負担する仕組みづくりの検討
- ④ 森林資源や観光資源等生物多様性がもたらしている多様な恵み（生態系サービス）についての様々な手法を用いた経済的価値の評価
- ⑤ 白神山地地域の持続的発展を図るために白神山地を「学びの森」と位置つけた企業向け研修プログラムの活用による企業の環境保全活動等の推進
- ⑥ 民間企業等に自然共生サイトの制度を周知し、メリットや必要性を解説することで登録を促進〔重点〕

コラム：自然共生サイト

「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。

認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECD」^(注)として国際データベースに登録されます。

企業の森や里地里山など、生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体・個人、地方公共団体による様々な取組によって、（本来の目的に関わらず）生物多様性の保全が図られている区域が、「自然共生サイト」の対象となります。

本県では、令和5年度に初めて「ベンセ湿原」が、令和6年度に「あおもり駅前ビーチで里海づくり」が自然共生サイトに登録されました。

今後、民間企業等に自然共生サイトの制度を周知し、メリットや必要性を解説することで登録を促進していきます。



ベンセ湿原

※13 エコツーリズム：地域にある自然資源を守りながら、持続的に利用することにより、地域の魅力向上による観光振興、地域活性化等に寄与することを目的とする観光のあり方

※14 オーバーツーリズム：特定の観光地において、観光客の著しい増加等が、市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受忍できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況

※15 生物多様性民間参画ガイドライン：事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針として環境省がとりまとめたもの

第5章 行動計画

戦略4 「自然を活用した社会課題の解決（NbS）に取り組む」

生物多様性の保全は、様々な社会課題と関係し、その解決に貢献しています。例えば、森林による土砂流出の防止機能や湿原による貯水機能などは今後予想される災害の激甚化への対策となり、森林や湿原等の生態系による二酸化炭素の吸収は気候変動の緩和に貢献しています。

自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、地域経済の活性化、人獣共通感染症などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する、自然を活用した解決策（NbS、Nature-based Solutions）を進める必要があります。

◇取組

(1) 生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進

- 青森県地球温暖化対策推進計画に基づくJ-クレジット制度^(※16)の活用を通じた森林整備の促進など、生物多様性の保全に配慮した地球温暖化防止対策の推進

(2) 地域の伝統的な食・産業・文化から得られる恵みを活用した振興の推進

- ① 世界自然遺産白神山地の貴重な自然や文化を次世代へ継承するための保全と活用を図る各種取組の実施
- ② 地産地消型のバイオマス資源の有効活用の推進
- ③ 豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた地域の伝統芸能や伝統行事等の保存、継承、活用

(3) 自然の恵みを活かした防災・減災の推進

- 土砂崩れ等の自然災害を防止するための急傾斜地や斜面林の保全及び保護林帯の設置や適切な密度管理など、風倒木等による被害を軽減できる植林手法や樹林の維持管理

コラム：自然を活用した解決策（NbS）

社会課題の解決に自然を活用し、人間の健康と福利及び自然の恩恵を同時にもたらす「自然を活用した解決策（NbS）」は、気候変動を始め様々な分野において注目されています。

このNbSは主目的の課題解決に加え、複数の効果をもたらすという特徴を有し、費用対効果の高い施策として期待されています。NbSの取組としては、次のような例があります。

- ・ 森林や湿地、藻場等による二酸化炭素の吸収・固定
- ・ 豊かな自然を目的とした観光や自然とのふれあいによる人々の心身の健康増進
- ・ 木質バイオマスや発電用の水源涵養といった生態系サービスの活用
- ・ 自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR, Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）



自然とのふれあい
（白神岳登山）

※16 J-クレジット制度：省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度

第5章 行動計画

戦略5 「野生鳥獣と人との調和共存を図る」

人口の減少やライフスタイルの変化に伴い、野生鳥獣と人との関係性が大きく変化してきていることから、調和共存を図るには、地域個体群の安定的な存続と、生活環境、農林水産業、生態系への被害の防止を基本に、様々な方法で対応する必要があります。

生息環境の悪化等により個体数を減少させている種がある一方、生活環境や農林水産業、生態系に被害を及ぼしている種もあります。このような種については、生息環境の保全管理や個体数の調整、被害防除などを組み合わせた総合的な対策が必要です。

個体数の管理や被害防除の担い手である狩猟者が高齢化等により減少していることから、新たな狩猟者の育成や、捕獲を専門的に行う事業者の育成など、担い手を確保する必要があります。

また、野生鳥獣の生息状況調査、野鳥などの違法捕獲・飼養の防止、傷病鳥獣の保護、鳥インフルエンザへの対応や耕作放棄地、荒廃森林の解消などの取組も進めていく必要があります。

◇取組

(1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進

- ① 野生鳥獣の生態に基づいた接し方などの適切な情報発信
- ② 野生鳥獣による被害防止対策の総合的な実施及び野生鳥獣のエサとなるものを人の生活圏の中に放置しないなど、人と野生鳥獣との棲み分け促進による適切な関係づくり〔重点〕
- ③ 野生鳥獣による被害防除の担い手である狩猟者の確保、育成〔重点〕

(2) 野生鳥獣の適切な保護管理

- ① 鳥獣保護区の適切な指定及び鳥獣保護員の配置や標識の設置等を通じた野生鳥獣の保護
- ② 農林水産物、生活環境、生態系等への被害が深刻化している野生鳥獣について、科学的知見に基づく保護管理計画の策定及び個体数管理、生息環境管理、被害防除を効果的に組合わせた順応的な保護管理の実施
- ③ 指定管理鳥獣であるニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマの科学的かつ計画的な保護管理対策の実施〔重点〕

第5章 行動計画

戦略6 「健全な生態系の確保及び回復を図る」

生物の生息・生育地は、一度失われると再生させることは難しいことから、法律や条例等に基づく保全地域の指定や公有地化などによって確実に保全することが望まれます。また、指定した保全地域については、定期的な調査を実施し、適切な管理が必要です。

本県では、近年、風力発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められており、これに伴う問題が顕在化していることから、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」^(※17)に基づき、地域・自然との共生を実現させる取組を進めています。

一方、ネイチャーポジティブの実現に向けた30by30目標^(※18)の達成のためには、自然公園等の保護地域に加えて、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）による保全の取組を進める必要があります。

このほか、絶滅のおそれのある野生生物や生態系に影響を及ぼすおそれのある外来生物の現状を把握し、生態系の保全に繋げることが必要です。

◇取組

(1) 県土（陸及び内陸水域）の30%以上を保全

- ① 各種制度により保護されている地域の適切な保全管理
- ② 「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」に基づく「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」による守るべき環境の保全〔重点〕
- ③ 自然公園の区域及び公園計画の点検による必要な見直しの実施

- ④ ベンセ湿原、コケヤチ湿原の維持管理を目的とした水位観測調査等の継続及び調査分析
- ⑤ 自然共生サイトであるベンセ湿原の維持管理のため、刈払いや木道整備等の実施〔重点〕
- ⑥ 湿地帯や湖沼、河川流域など生物多様性の保全上重要な地域の抽出
- ⑦ 国、関係自治体、企業、地域団体、教育機関など様々な主体の連携によるベンセ湿原、田代平湿原、仏沼の生物多様性保全活動の促進〔重点〕
- ⑧ 森林の多面的機能を発揮するための保安林制度による目的に応じた保安林の指定推進及び伐採や転用等に係る林地開発許可制度の適切な運用
- ⑨ 里海、里地、里山の保全のための農山漁村の定住対策、農林漁業の経営安定化対策、担い手対策、耕作放棄地対策などの総合的な推進
- ⑩ 森林の有する多面的機能を保全するための郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐・間伐等による森林の適正な整備、伐採跡地への再造林、松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止対策の推進
- ⑪ 海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場の整備
- ⑫ 農林水産業や農山漁村の基盤整備を行う際の法面保護への在来種利用や地域の木材、土、石などの自然素材の優先利用による遺伝子攪乱や生態系の破壊への配慮
- ⑬ 休耕田やため池等を活用した生き物たちの生息・生育の場の創出など、生態系を再生する活動の促進

※17 自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想：自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定めた構想

※18 30by30目標：2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

第5章 行動計画

戦略6 「健全な生態系の確保及び回復を図る」

- ⑭ 巨樹・古木等の生育状況や保全についての普及啓発及び鎮守の森や地域のシンボルとなっている巨樹・古木を緑の遺産として保全する取組の促進
- ⑮ 山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体ととらえた、山・川・海をつなぐの保全と再生の推進
- ⑯ 県内の河川及び湖沼において水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定や十和田湖や小川原湖、十三湖、陸奥湾などの湖沼・海域等の水質保全対策の推進
- ⑰ 野生生物の生息・生育空間の連続性が確保された生態系ネットワークの保全推進

(2) 希少種の保全と外来種対策

- ① 「青森県レッドデータブック」「青森県外来種リスト」による県民への理解促進を通じた希少野生生物及び在来野生生物の保護推進
- ② 公共工事を所管する庁内各課が希少な生物の生息・生育地情報等を共有することにより計画段階から生物多様性への配慮が図られる体制の整備・強化
- ③ 学術上価値の高い野生動植物について、県天然記念物への指定などによる適切な保護
- ④ 国立・国定公園内における荒廃した植生の復元や生態系へ影響を及ぼしている外来種の防除対策の推進
- ⑤ 特定外来生物法等を踏まえた国、県、市町村、民間団体等との連携による外来生物の農林水産業や生態系などへの影響を防止する対策の推進
- ⑥ 希少種の保全や外来種の侵入・拡大を防止するための仕組みづくりの検討

コラム：自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想

自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想とは、自然環境と再生可能エネルギーの共生のあり方について、目指す姿とその前提を定めた構想です。

○目指す姿

自然環境との共生を前提に、県内の電力需要相当量の全てを再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能な規模の導入を目指す。

○前提

① 自然環境との共生

自然的構成要素の良好な状態の保持、生物多様性の確保、景観など人と自然との豊かな触れ合いの確保等、未来世代に引き継ぐべき自然環境を保全した上で再生可能エネルギーの導入を図る。

② 県・地元自治体・地域関係者の合意

県、地元自治体や地域における関係者合意のもと、その地域の課題解決等にも役立つ再生可能エネルギー事業を展開する。

③ 地域経済等への貢献

事業者による再生可能エネルギー発電と併せて、再生可能エネルギーをその地域で活用するエネルギーの地産地消や地域が恩恵を享受できる取組などを推進し、地域の活性化と持続的発展につなげる。

(引用元：自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想)

第6章 推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 戦略の担い手と求められる役割

①県民

生物多様性が日常の暮らしと密接な関わりがあることを一人ひとりが意識し、次のような役割が期待されます。

- 地産地消、各種環境認証農林水産物、エシカル消費など、生物多様性の保全に配慮して生産された製品の購入
- 公共交通機関の利用や資源循環への取組など、幅広いエコ活動への参加
- バイオマスエネルギーや自然資源を有効活用した生活様式の取組
- 環境学習や自然観察、自然環境保全再生活動など生物多様性の保全や理解につながる活動への参加
- 地域社会の一員として、地域における自然環境保全再生活動に参加
- 侵略的外来生物を持ち込まない、放さない
- 希少種の採取、販売などは生物多様性の保全に配慮

②地域（自治会・町内会等）

地域の生活環境でもある自然環境に対する地域住民の関心を高めるとともに、地域における自然環境の把握や、市町村等と連携した、生物多様性の保全に取り組む役割も期待されます。

- 地域住民に対する生物多様性の重要性の理解促進
- 多様な主体と連携した、地域における自然環境の把握と保全活動の実施

③農林漁業者

次のように生物多様性に配慮した生産活動の取組の推進が期待されます。

- 環境にやさしい農業や資源管理型漁業
- 多様な森林づくり
- 人と野生鳥獣との棲み分けに基づく適切な関係構築

④事業者

事業活動における生物多様性への配慮や社会貢献活動を通じて、次のような役割を果たすことが期待されます。

- 事業活動に必要な不可欠な生物多様性の理解のため、環境学習など生物多様性の保全や理解につながる活動への参加
- 生物多様性への配慮は企業活動の存続の前提であるとの認識に基づく、調達、生産、流通、廃棄などの企業活動における生物多様性保全への配慮
- 自社所有地などの活用や、自然環境の保全活動に取り組む団体などとの連携・協働など、自然環境の保全・再生活動の実施
- バイオマスなど自然資源を有効活用するための技術開発

⑤NPO等の民間団体

地域における自然環境保全のリーダーとして、次のような役割を果たすことが期待されます。

- 県民や事業者などの多様な主体との連携・協働による自然環境の保全・再生活動の実施
- 地域の自然環境や野生生物の生息・生育状況の把握への協力

第6章 推進体制と進行管理

1 推進体制

⑥学校等の教育機関

小中高等学校及び社会教育機関における生物多様性に関する環境学習の取組や、地域や民間団体と連携した自然環境の保全再生活動を進めることが期待されます。

⑦専門家や研究機関

生物多様性に関する科学的情報・知見を活かした情報収集・発信・助言・指導など、各主体が実施する普及啓発や保護活動等への支援が期待されます。

⑧市町村

地域の自然や社会的条件に応じた施策を、地域住民と一体となって取り組む役割が期待されます。

- 地域の特性に合わせた生物多様性地域戦略の策定及び各種計画への生物多様性の保全の反映
- 学校や公共施設、各種インフラ整備における自然環境への配慮
- 地域住民に対する生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性を支える活動などを担う人財の育成
- 法や条例による地域指定などによる貴重な自然の保全
- 事業者やNPOなどの取組への支援

⑨県

本戦略に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を、様々な主体と連携をとりながら推進していく役割を担います。

- 本戦略の実現に向けた各主体への働きかけや連携・調整と進行管理

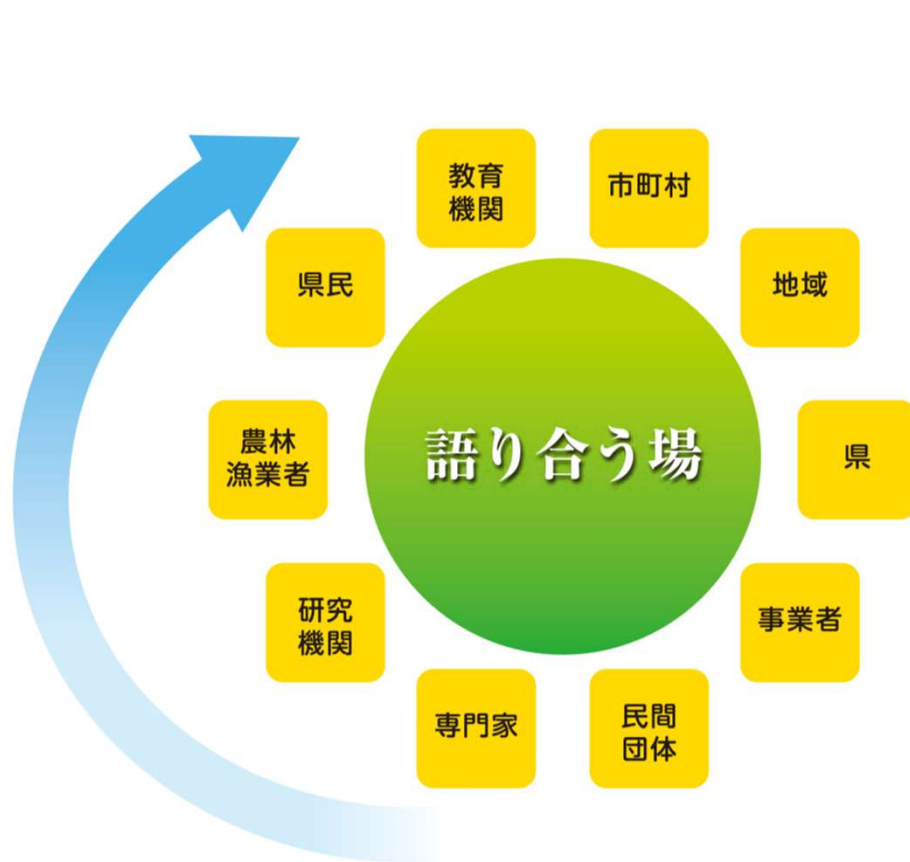
- 生物多様性に関する施策の基礎となる自然環境や野生生物に関する情報収集
- 生物多様性の重要性の普及啓発と保全意識を育む、環境教育の推進
- 生物多様性を支える活動などを担う人財の育成
- 各種制度による貴重な自然の保全
- 各種計画等への生物多様性の保全の反映
- 県が管理する施設等や公共事業における自然環境への配慮
- 事業者やNPOなどの取組への支援

第6章 推進体制と進行管理

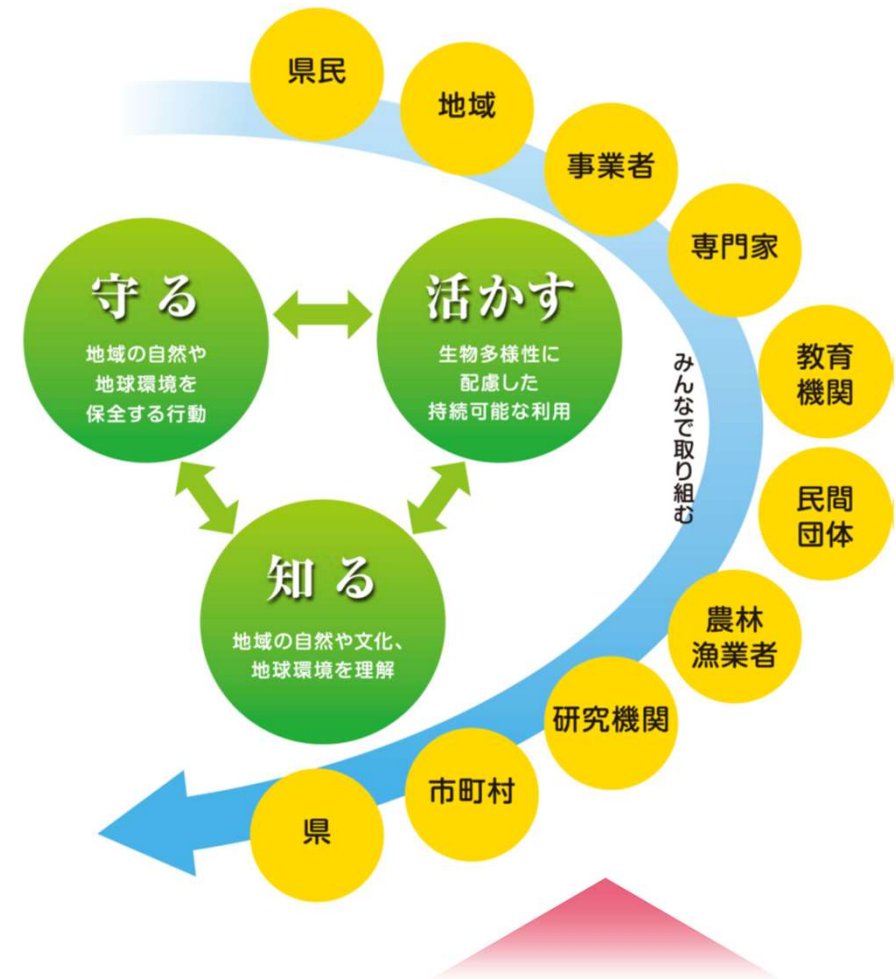
1 推進体制

(2) 各主体との連携協働

県民、NPO等、行政機関、事業者、教育機関、専門家や研究機関等の各主体と連携・協働して地域戦略を推進します。



「いきものたちを育み恵みを受け
自然と共に生きるあおもりの実現」



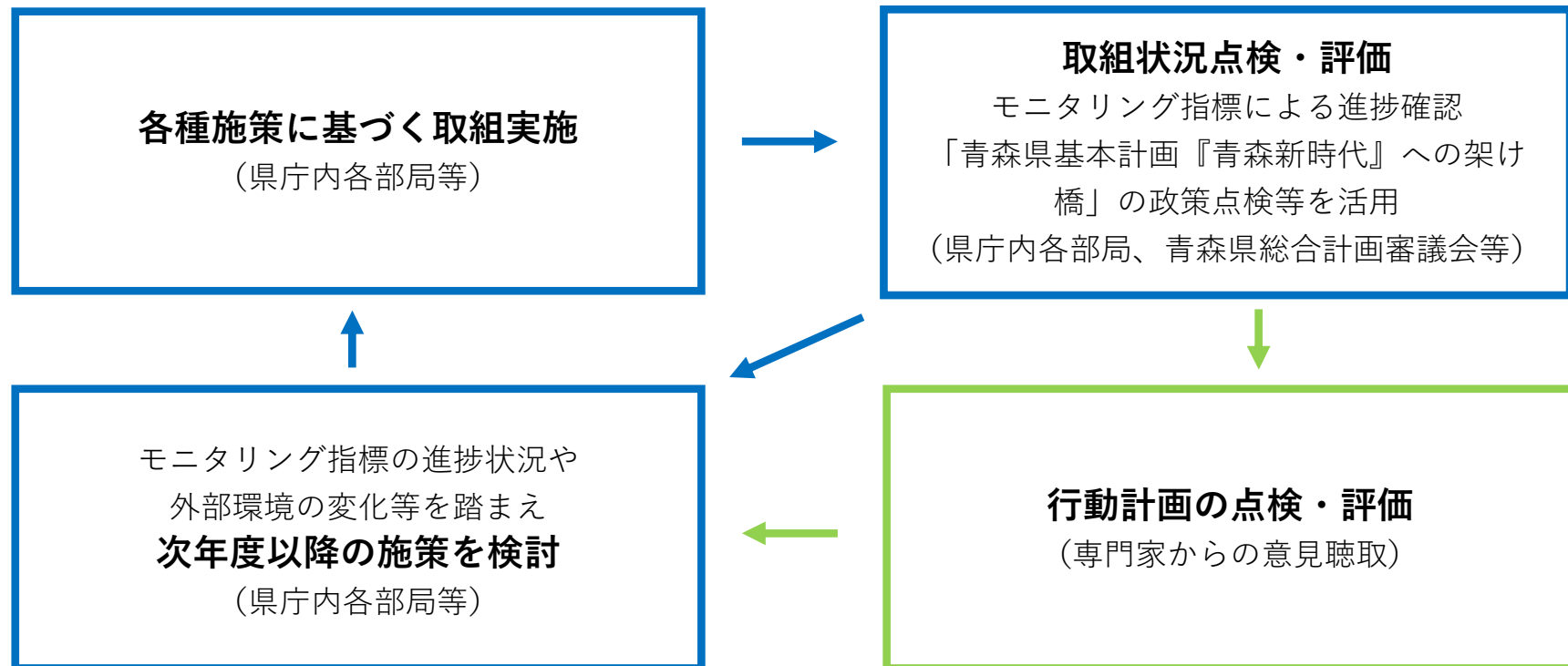
地域生物多様性増進活動支援センターによる情報提供等の支援

第6章 推進体制と進行管理

2 進行管理

(1) 戦略の進行管理

- モニタリング指標を設定し、毎年度施策の進捗状況を把握します。
- モニタリング指標による進捗確認に加え、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」の政策点検等を活用して、施策の取組状況を点検・評価し、その時点で最も適切と思われる取組の方向性を見定め、戦略の目指す姿の実現に向け、施策を着実に推進します。
- 施策の取組状況の点検・評価に当たっては、OODAループ及び順応的管理の考え方を活用します。
- 取組状況の点検・評価結果を基に、次年度以降の施策を検討する際には、モニタリング指標の進捗状況や外部環境の変化等を踏まえ、臨機応変に対応します。
- 短期目標を2030年度としていることから、これに合わせて専門家からの意見を聴取し、行動計画の点検・評価を行い、評価結果に基づき、戦略の見直しを行います。
- 国の政策等外部環境の変化などがあった場合は、必要に応じて施策やモニタリング指標を補完するなど、臨機応変に対応します。



青枠部分は毎年度実施する。緑枠部分は2030年度を目途に実施する。

第6章 推進体制と進行管理

2 進行管理

(2) モニタリング指標

行動計画に基づく施策の進捗状況を確認するため、モニタリング指標を設定することとし、目標達成状況を明瞭化することで、課題の把握と現状の解析を行います。

なお、モニタリング指標は、目標を達成するか、目標値を超えることが望ましい指標としています。

NO	戦略	指標	現況	目標	備考
1	1(1),6(2)	希少種リスト及び外来種リストの改定	－	改定(R12)	
2	1(1)	自然環境関連施設における情報共有及び知見の集積のための施設間ネットワークの構築	－	構築(R12)	
3	1(2), 1(3)	県白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターにおける自然体験事業参加者数	610人(R5)	700人(R10)	
4	2(1)	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合	29.6%(R4)	50% (R12)	
5	2(2)	人財データベースの構築	－	構築(R12)	
6	3(1)	GAP認証取得件数	44件(R5)	45件(R8)	
7	3(1)	有機農業の取組面積	554ha(R4)	900ha(R8)	
8	3(1)	県特別栽培農産物取組面積	485ha(R4)	700ha(R8)	
9	3(1),6(1)	再造林率	32%(R4)	40%(R10)	
10	3(1)	海面漁業漁獲量	117,029t (R5)	現状を維持(R12)	県統計
11	3(1)	内水面漁業漁獲量	2,799t (R5)	現状を維持(R12)	農水省統計
12	4(2)	農林水産業で発生するバイオマス利用率 (稲わら、りんご剪定枝、間伐材、家畜排せつ物等)	86.3%(R2)	89.7%(R7)	
13	5(1),5(2)	野生鳥獣による農作物被害面積	14.08ha(R4)	現状を維持(R12)	
14	5(1)	狩猟免許所持者数	1,888人(R5)	2,300人(R12)	
15	6(1)	県内の陸域及び内陸水域の保護地域とOECM (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の総面積	174,702ha(R6)	290,000ha(R12)	県面積の30%
16	6(1)	自然共生サイト認定数	2か所(R6)	8か所(R12)	

資料編

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

1 概要

青森県生物多様性戦略（以下、「戦略」という。）は、生物多様性基本法第13条第1項に基づく基本計画であり、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するための基本理念や2050年の目標、県民をはじめとする様々な主体が担う役割などを定め、10年間で取り組むべき具体的施策を示す行動計画として平成26年3月に策定した。

戦略で示された行動計画は、策定から5年毎を目途に点検・評価を行い、評価結果に基づき、必要に応じて、戦略や行動計画の見直しを行うこととしており、策定から5年目となる平成30年度に点検・評価を実施し、行動計画の課題及び今後の方向並びにモニタリング指標の進捗状況の確認を行い、モニタリング指標の一部見直しを行った。

今般、令和5年度末で策定から10年が経過することから、改めて行動計画に関連する施策の実施状況を取りまとめ、モニタリング指標も含めて点検・評価を実施するものである。

なお、戦略は令和6年度に改定することとしており、今回の点検・評価結果は、その基礎データとして利用するものとする。

※戦略の経過と今後のスケジュール

項目/年度	H26	...	H30	...	R5	R6	R7	...	R12	...	R32
目標	2050 (R32) 年目標										
行動計画	現行戦略 (H26~R5)				改定作業		改定戦略 (R7.1月~R12)				
現行戦略 点検・評価			中間 評価		最終 評価						

2 点検・評価の進め方

行動計画の点検・評価は、はじめに庁内関係課が、戦略で掲げている10年戦略の具体的な取組及びモニタリング指標の進捗状況の確認を行い、その課題と今後の方向を取りまとめた。

次に、青森県生物多様性戦略検討会における委員からの意見を踏まえ、取組毎に課題及び今後の方向を整理した上で、総合的な評価を行った。

3 点検体制

(1) 青森県生物多様性戦略庁内連絡会議

部 局	構成課
企画政策部(1)	企画調整課
環境生活部(3)	環境政策課、環境保全課、自然保護課
健康福祉部(1)	保健衛生課
農林水産部(9)	農林水産政策課、食の安全・安心推進課、構造政策課、りんご果樹課、畜産課、林政課、農村整備課、水産局水産振興課、水産局漁港漁場整備課
県土整備部(4)	監理課、河川砂防課、港湾空港課、都市計画課
観光国際戦略局(1)	観光企画課
エネルギー総合対策局(1)	エネルギー開発振興課
教育庁(3)	学校教育課、文化財保護課、生涯学習課

(2) 青森県生物多様性戦略検討会

NO	分野	氏名	職業又は団体等における役職
1	動物	東 信行	弘前大学農学生命科学部長
2	生態系	鮎川 恵理	八戸工業大学工学部工学科准教授
3	水産業	大宮千恵子	青森県漁協女性組織協議会理事
4	水環境	加藤 千尋	弘前大学農学生命科学部准教授
5	動物	鎌田 亮	北里大学獣医学部准教授
6	植物	齋藤 信夫	青森自然誌研究会会長
7	保全活動実践者	関下 斉	日本野鳥の会青森県支部支部長
8	保全活動実践者	新岡美樹子	自然公園指導員
9	農業	松山 信彦	弘前大学農学生命科学部教授
10	植物	山岸 洋貴	弘前大学農学生命科学部附属 白神自然環境研究センター准教授
11	林業	山本 貴一	青森県森林組合連合会森林部長

敬称略、50音順

※ オブザーバー：青森県環境審議会会長 川本 清

4 検討の経緯等

(1) 第1回青森県生物多様性戦略庁内連絡会議

日 時 令和5年8月31日(木)

- 議 題 ①行動計画の点検・評価スケジュール(案)について
②行動計画の進捗状況と今後の方向の点検・評価について
③モニタリング指標の点検等について
④点検・評価結果の概要(案)について

(2) 第2回青森県生物多様性戦略庁内連絡会議

日 時 令和6年2月1日(木)

- 議 題 ①点検・評価結果について
②改定骨子案について

(3) 第1回青森県生物多様性戦略検討会

日 時 令和6年2月9日(金)

- 議 題 ①戦略の改定について
②行動計画等の点検・評価結果について
③国・都道府県の生物多様性戦略の状況について
④改定骨子案について

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

5 施策と進捗状況

戦略1 「生物多様性に関する知見の充実や人材の育成を図る」	
(1) 野生生物の生息・生育状況の把握を推進 ① 県内の野生生物の生息・生育の状況を把握するとともに、絶滅のおそれのある希少種については「青森県レッドリスト」として、生態系や農林水産業等へ影響を及ぼすおそれのある外来生物については「青森県外来種リスト」としてとりまとめます。 ② 田んぼや川の生き物調査などを通じて、農村地域における生態系の現状を把握します。 ③ 弘前大学による「白神標本百年プロジェクト」など、大学や調査研究機関による各種調査を促進します。 ④ 市民グループ等による白神山地のブナ林やベンセ湿原におけるモニタリング調査など、ボランティア組織等による各種調査活動を促進します。	
(2) 自然環境と暮らしや文化との結びつきの把握を推進 ① 暮らしのなかに息づく、地域の生き物たちと関連のある伝統芸能や祭などの年中行事、料理、建築材料、工芸材料など伝統的な生物資源利用の知恵や技、地域における生き物の呼び名などに関する情報を収集します。	
(3) 施設の連携等による自然環境に関する知見の集積を推進 ① 自然環境に関連する各種施設（大学、研究機関、博物館、ビジターセンター、体験施設等）のネットワーク化による情報の共有を図り、自然環境に関する知見の集積に取り組みます。 ② 公的機関のみならず、市民団体等が把握している情報なども含め、総合博物館である県立郷土館を核とした自然環境に関する資料の収集を進めます。	
(4) 地域における自然環境の把握を担う人材の育成を推進 ① 地域における自然環境の把握を担ってきた人材のデータベース化を進めるとともに、人材を活用した知識の継承機会の創出を促進します。	

(2) 自然環境と暮らしや文化との結びつきの把握を推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28～29 年度は、地域の高校生が白神山地の自然や里山文化を体験取材し、白神フェノロジーカレンダー（季節暦）等を作成するワークショップを開催し、成果を発表会で披露していたが、平成 30 年度以降は取組を行っていない。【自然保護課】 現在、この部分の取り組みが行われていないが、新たに取り組みを行う必要がある。
(3) 施設の連携等による自然環境に関する知見の集積を推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 青森県レッドデータブック（2020年版）の作成にあたり、大学の教員や県立郷土館の職員等の有識者から調査や執筆、情報提供等の協力を得た。【自然保護課】 青森県レッドデータブックの策定においては、大学や県立郷土館などの各専門家を中心に野生生物に関する情報共有が図られるなど、施策や地域毎の有機的な連携がなされているが、各種施設のネットワークには至らなかったため、今後、自然環境に関する知見の集積のあり方を検討する必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 県立郷土館において自然環境に関する資料の収集を行っている。【文化財保護課】 公的機関のみならず、市民団体等が把握している情報も含め、資料収集のあり方を検討する必要がある。
(4) 地域における自然環境の把握を担う人材の育成を推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、青森県立自然ふれあいセンターボランティアガイドを対象に研修会を開催しており、令和 5 年度は梵珠山の成り立ちや地質をテーマとした研修会を開催し、14 名が参加している。【自然保護課】 今後も研修会を継続し、研修会修了者に対しガイド団体等の情報を提供するなど、その成果が活かされるよう支援していく必要がある。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 野生生物の生息・生育状況の把握を推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 県内の希少な野生生物を取りまとめた「青森県レッドデータブック（2020年版）」を令和 2 年 3 月に発行した。 以降、環境影響評価の審査や県内の希少野生動物の現状確認に活用されている。【自然保護課】 キジ・ヤマドリは捕獲制限を検討するための生息状況を調査している。また、野生生物行政の基礎データ収集のため、ガン・カモ類生息調査を実施している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 「青森県レッドデータブック（2020年版）」のより効果的な活用について検討し、次回の改訂に向けた情報収集を行う。 平成 18 年 3 月に策定した「青森県外来種リスト」については、策定後 17 年が経過していることから、改定の必要性やその効果的な活用について検討する必要がある。 鳥類の生息状況調査の結果を、鳥獣の保護管理、希少種の保全及び外来種・鳥インフルエンザ対策等の有用な情報として、活用の在り方を検討する。
②	<ul style="list-style-type: none"> 農村地域においては、ほ場整備事業の実施にあたり、事業実施地区毎に調査計画時点で生き物調査や文献調査を実施し、地区周辺生態系の把握に努めている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業実施地区毎に調査計画時点で生き物調査や文献調査を実施し、農村地域における生態系の現状把握に努めるとともに、生態系に十分配慮した事業を実施する必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 弘前大学白神自然環境研究センターで、白神山地の生態を調査する「バイオリッツ」を開催している。 県は、イベントの周知や当日の運営に参画した。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、大学と連携し、情報交換やイベントへの参加者募集等を行い、白神山地の生態系の調査を行う。 白神山地のほか、大学や研究機関が行っている各種調査で、連携可能なものがある場合は積極的に支援等を行い、その活動を促進する必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 全国水生生物調査に参加する小中学校等の団体に対し、器具・資材の貸出等の支援を行っている。（R4：3 団体、延べ 15 人）【環境保全課】 ベンセ湿原において自然保護団体が行う植生調査の報告を受け、情報交換を行っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で全国水生生物調査に参加する団体及び人数が減少したが、今後も支援を継続する。 ベンセ湿原における植生調査への参加や、全国水生生物調査に対する支援等を行い、引き続き、市民グループ等のボランティア組織に対する参加、協力、支援及び情報交換に努め、各種調査活動を促進する必要がある。

<戦略1 全体評価> 2020 年版として新たに発行された青森県レッドデータブックは、環境影響評価等の開発等を進めていくための基礎資料として事業者等に使用されており、希少種保護の推進に活用されているほか、鳥類等の継続的な生息状況調査や、大学、小中学校、自然保護団体等と連携した生態系調査が実施されており、知見の充実が進められている。 一方、外来種リストが 15 年以上改定されていないこと、また、国と地方公共団体による防除の円滑化等を図るために令和 5 年度に特定外来生物法が改正、施行されたことを踏まえて、外来種リスト改定の必要性とその効果的な活用を検討する必要がある。

資料編

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

戦略2 「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」

(1) 情報の発信及び普及啓発の推進

- ①生物多様性に係る情報を発信するための Web サイトを立ち上げ、希少種や外来種、身近な生き物に関する情報、関係法令、資格制度、助成制度、イベント情報等、調査活動や保全活動に役に立つ情報を発信します。
- ②県立自然ふれあいセンターをはじめ、県内各地に整備されている自然体験・普及啓発施設における情報発信及び普及啓発活動を推進します。
- ③生物多様性に係る各種情報の提供を通じ、市町村における生物多様性地域戦略の策定を促進します。

(2) 自然とのふれあい推進

- ①県内各地に整備されている自然体験施設における体験プログラムの充実などを通じて利用の促進を図ります。
- ②森林体験活動や森林レクリエーション、田んぼや水辺の生き物調査、農林水産業体験など、農林水産業の現場を学びの場として活用する等の取組を進め、自然環境や地域文化への理解促進を図ります。
- ③都市公園や緑地などの計画・維持・管理への県民参加を推進するとともに、地域における緑化活動や各家庭・事業所の壁面緑化や緑のカーテンづくりへの参加促進など、身近な緑づくりを推進します。

(3) 環境学習の取組推進

- ①生き物たちとのふれあいの場、指導者、プログラムなど、環境学習に必要な情報の提供などを通じて、学校や家庭、地域における生き物や水質の調査など体験型の環境学習活動を推進します。
- ②児童生徒の学習段階や様々な対象に合わせたプログラムや教材の整備を進めるとともに、学校や地域、事業所などへの出前トークによる講師派遣や環境出前講座などを通じて環境学習活動を推進します。
- ③リサイクル活動や生き物調査など、地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り込む「こどもエコクラブ」の結成、活動を促進します。

(4) 環境学習の指導者育成を推進

- ①低炭素・循環型・自然共生社会づくりなどに関する幅広い知識や経験を有する人材を発掘してデータベース化するとともに、環境学習に総合的に取り組むことができる人材の育成を図ります。
- ②県総合学校教育センターにおける研修等を通じて、教員の環境教育に係る資質の向上に努めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業体験を提供する「農泊」などを推進している。【構造政策課】 ・ 県内各地で小学生などを対象とした農林水産に関するイベントを実施し、体験学習を通じて地域文化、自然環境への理解促進を図った。【農村整備課】 ・ 地域の多様な団体により構成される活動組織において、生き物調査や観察会を実施するとともに、貴重な植物の移植活動などを行った。【農村整備課】 	<p>供、小学生を対象とした体験学習など多様な取組を継続的に実施していく必要がある。</p>
<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県総合運動公園内において一部公園内の草刈りをボランティア活動で実施している。【都市計画課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な緑づくりを推進する活動として、都市公園内のボランティアによる草刈り活動など各主体による取組を継続的に促進していく必要がある。
<p>(3) 環境学習の取組推進</p>	
<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs の考え方を取り入れた環境人財育成事業において、県内3大学で「環境+経済+社会」思考に基づく環境団体や事業者等と連携した地域課題解決型の授業等を実施するとともに、「環境活動ネットワーク交流会 2022」において、大学における取組内容紹介及び地域における環境活動活性化をテーマとした意見交換会を実施し、多様な主体とのネットワークづくりを促進した。【環境政策課】 ・ 環境に関する活動を主たる業務としている団体以外の団体において現在行っている活動に、環境配慮行動やSDGsの視点をプラスしたモデル事業を3団体が実施し、イベントに63人が参加、報告会に約50人が参加し、県民や団体等の地域における環境配慮行動の拡大につなげた。【環境政策課】 ・ 西目屋村と鰐ヶ沢町で小学校向けの校外学習プログラムを作成し、教員を対象としたモニターツアーを実施した。【自然保護課】 ・ 義務教育教科等担当指導主事研究協議会等を通じて、環境教育の現状や、環境教育に関する特色ある体験活動等の情報共有を行っている。【学校教育課】 ・ 梵珠少年自然の家において、親子で春の植物の観察や生き物に触れることにより、自然に対する興味や関心を高める主催事業「春を楽しむサンデー」を実施した。また、自然から発見する楽しさを味わわせることをねらいとした野外活動プログラムとして、「自然ふれあいハイク」を提供しており、年間で数回、学校、教育委員会等による利用がある。【生涯学習課】 ・ 種差少年自然の家において、動植物の不思議と自然の大切さを学ぶことができる「磯の生物観察」「種差海岸トレイルウォーク」「森探検」の体験活動プログラムを実施している。また、岩場に生息する生物を探して観察するプログラム「磯の生物観察」を幼・保・小学校に提供している（年15回程度）ほか、親子で生き物に触れ、自然に対する興味や関心を高める主催事業「エンジョイ海遊び」を実施した。（年4回）【生涯学習課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験型の環境学習活動を推進する取組として、大学で環境団体等と連携した地域課題解決型の授業等の実施や小学校向けの校外学習プログラムの作成、動植物の観察会、自然体験学習会など、幅広い年齢層に対して、自然体験・普及啓発施設と連携・協働した多様な取組を実施しており、今後も効果的に継続していく必要があるほか、環境教育の現状を把握するとともに、ESD^{*1}の推進に向けた周知・啓発活動を行っていく必要もある。 ・ 環境学習活動の推進として、児童生徒を対象とした環境出前講座等を継続的に実施していく必要があるが、環境教育専門員の高齢化が進んでおり、新たな人材の掘り起こしや育成を行っていく

	具体的成果	課題と今後の方向
<p>(1) 情報の発信及び普及啓発の推進</p>		
<p>①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県のホームページで、生物多様性の紹介や青森県生物多様性戦略の内容等を情報発信し、普及啓発を図っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信が十分であるか随時検証し、必要に応じて充実強化を図ることにより、生物多様性の認知度を向上させる。
<p>②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立自然ふれあいセンターにおいて、機関誌やホームページ、ブログにより自然情報の紹介等を行っている。【自然保護課】 ・ 白神山地ビジターセンターにおいて、情報誌やリーフレット、ガイドマップ、ホームページ、SNSで白神山地を紹介している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者である青森県森林組合連合会と連携し、県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターなどの自然体験・普及啓発施設において、引き続き、各種媒体による情報発信や普及啓発など多様な取組を継続的・効果的に実施していく必要がある。 ・ 実施した情報発信や普及啓発による効果を検証する必要がある。
<p>③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に対し、生物多様性保全に係る助成制度等の各種情報を随時、提供している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県において生物多様性戦略を策定している市町村がないことから、国が策定した生物多様性地域戦略策定の手引きの配付などにより、市町村における戦略の策定につながる支援をする必要がある。
<p>(2) 自然とのふれあい推進</p>		
<p>①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立自然ふれあいセンターにおいて、県民の森梵珠山をフィールドとした日曜観察会や自然教室等を開催している。【自然保護課】 ・ 白神山地ビジターセンターにおいて、白神山地をフィールドとした自然観察会やネイチャースクール等を開催している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者である青森県森林組合連合会と連携し、県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターなどの自然体験施設において、県民の自然とのふれあいを推進するため、引き続き、各種体験プログラムの取組を継続的に実施していく必要がある。
<p>②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の少年団をはじめとする森林整備活動組織の育成・支援を継続的にしている。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境や地域文化の理解促進を図るための活動として、森林整備活動や農林水産業体験の提

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

		必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 小学校や幼稚園等へのこどもエコクラブのリーフレットの配布や、小学校校長会での情報提供等を通して、エコクラブ結成を呼びかけている。(令和5年8月末現在 14 クラブ)【環境政策課】 	<ul style="list-style-type: none"> こどもエコクラブの活動促進のため、広く県民に周知し、クラブ数の拡大を図っていく必要がある。
(4) 環境学習の指導者育成を推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 環境出前講座の担い手である環境教育専門員を、研修等により育成している(令和5年8月末現在 34 名)。【環境政策課】 環境省が任命する自然公園指導員を対象に2年の任期毎、環境省と合同で研修会を開催し、令和4年度は16名が参加している。【自然保護課】 毎年、青森県立自然ふれあいセンターボランティアガイドを対象に研修会を開催しており、令和5年度は茨珠山の成り立ちや地質をテーマとした研修会を開催し、14名が参加している。(再掲)【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育専門員やボランティアガイド等の高齢化や人材不足の問題があることから、新たな人材の育成、掘り起こしを行っていく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省・環境省主催の「環境教育リーダー研修基礎講座」に、小・中学校の教員各1名を派遣している。【学校教育課】 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の成果を職場や地域に還元するための方法を検討していく必要がある。

<戦略2 全体評価>	
<p>自然体験・普及啓発施設においては、情報誌、リーフレット等の紙媒体のほか、SNSによる情報発信や普及啓発に加え、各種自然体験プログラムが実施されており、森林整備活動や農林水産業体験の提供が行われるなど、自然とのふれあいの場が創出されている。</p> <p>また、小学校、大学、環境団体など、幅広い年齢層に向けた取組が豊富で、自然体験・普及啓発施設と連携・協働した取組も継続して実施されており、環境学習の推進が図られている。</p> <p>一方、前回の点検・評価時にも課題として挙げられた、担い手や指導者の人材不足と高齢化問題が解消されていないため、引き続き、環境教育専門員やボランティアガイドなどの新たな人材の確保・育成のための研修会や講座を開催するほか、他都道府県の事例を研究し、本県においても効果が期待できるものについては積極的に取り入れ、課題解決に取り組む必要がある。</p>	

<p>戦略3 「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」</p> <p>(1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物理性、化学性、生物性など総合土壌診断に基づく適正施肥の普及啓発を進め健康な土づくりを推進します。 ②エコファーマー認定制度^{※2}や特別栽培農産物認証制度^{※3}の利用促進、総合的病害虫・雑草管理(I.P.M)^{※4}や農業生産工程管理(GAP)^{※5}などの取組を進め、有機栽培や農薬・化学肥料の使用を低減した環境にやさしい農業を推進します。 ③森林の有する公益的機能の持続的な発揮に配慮した森づくりを進めるため、間伐対策に取り組むとともに、ヒバやブナなどを主体とした郷土樹種の植栽や長伐期施業の推進と県産木材の利用促進を図ります。 ④漁業公害の防止や漁場環境の美化活動を進め、海面、内水面漁場の環境保全を図ります。 ⑤漁業対象となる海洋生物の適切な資源管理に努め、将来にわたって水産物の生産ができるよう、海洋生物資源の維持を推進します。 <p>(2) 生物多様性保全型の観光利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①観光における自然資源の利用にあたっては、地域の自然環境を知り、活かし、守る観点から、エコツーリズムなどの取組を進めることにより、持続可能な利用を推進します。 <p>(3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内の各種事業者に対し、生物多様性民間参画ガイドラインの普及を進め、事業者による生物多様性保全への取組や生物多様性認知度の向上を図ります。 ②生物多様性の保全や配慮に取り組むことを、事業者がメリットと感じられる仕組みの構築を図ります。
--

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 生物多様性の保全をより重視した農林水産業の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> モデル実証ほ場を8か所設置し、土壌三要素による総合診断手法を検証したほか、現地ほ場において営農指導員や普及指導員等を対象に指導力向上研修会を開催した。【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> 健康な土づくりを推進する取組として、今後も生産者の理解を深めるため、栽培技術講習会などを通じて土壌の適正な管理を推進していく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催やI.P.M実践指標等を作成し、環境にやさしい農業の技術普及を図るとともに、国の支援事業の活用による、環境保全型農業の取組を支援している。(エコ農業チャレンジ塾 R2: 6回、R3: 4回、R4: 6回、環境保全型農業直接支払交付金の活用 R2: 815ha、R3: 842ha、R4: 823ha)【食の安全・安心推進課】 指導者向け及び農業者向けのGAP研修会の開催や、「GAP相談窓口」を各県民局に設置し、相談対応するなど、GAPの普及啓発に取り組んでいる。(指導者向け研修会R1: 4回、R4: 2回、R5: 2回、農業者向け研修会R2: 3回、R3: 3回、R4: 2回)【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、指導者のGAPの知識向上を図るとともに、GAP取得まで指導できるレベルの高いGAP指導員の育成に取り組むほか、特別栽培農産物認証の利用促進や国の支援事業の活用を推進し、環境にやさしい農業の取組拡大を図る必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 間伐等の森林整備を推進するため、高性能林業機械の導入や路網整備を進めるとともに、L.V.L.^{※6}工場など県産材を有効に活用する施設を立地し、工場が稼働したことから素材生産量は増加傾向にある。【林政課】 県産木材の利用を推進するため、あおもり産木材活用建築コンテストの開催や県産材住宅を紹介する地産地消ガイドブックの制作等によりPRを行っている。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させ、将来にわたって森林資源を循環利用していくため、施業の集約化の推進、高性能林業機械の導入や路網整備、再造林の着実な実施等の取り組みを進める必要がある。 今後も住宅への県産材利用に向けたPRを行っていくとともに、公共建築物や民間商業施設など非住宅建築物での県産材利用に取り組みやすしい環境の構築や、大手実需者への売り込みなどによる販路開拓等により県産材利用を推進していく必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 陸奥湾や内水面漁場の小川原湖、十三湖において、水温、塩分及びDO^{※7}等の測定を行い、漁場の水質環境を調査している。【水産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> 海面、内水面漁場の環境保全を図るため、各種調査を実施し、漁場環境の状況を継続的に評価するとともに、引き続き関係機関と連携し、海浜清掃実施活動に係る調整等を行っていく必要がある。

資料編

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

	<ul style="list-style-type: none"> 漁場環境を反映する底生動物調査の実施に加えて、海洋環境においては、底質調査を実施している。【水産振興課】 市町村における海浜及び河川等の清掃活動に使用されるごみ袋の枚数照会及び配付、また、実施された海浜清掃についての取りまとめを行っている。【水産振興課】 	
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 県が策定した資源管理指針に基づき、漁協では休漁日などを設定した資源管理計画を策定し、海洋生物資源の持続的利用に向けた漁獲努力量の削減など自主的管理措置を進めている。【水産振興課】 海洋生物資源の持続的利用を図るため、ヒラメ、サケ、ホタテガイなどの栽培漁業を推進しており、放流用種苗の生産に用いる親は本県周辺水域で採捕されたものを使用するなど、生物多様性の保全に配慮している。【水産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化などの環境変化が海洋生物の生息水域や資源量に大きな影響を与えることが想定され、今後、資源管理や栽培漁業の取組内容の検討していく必要がある。
(2) 生物多様性保全型の観光利用の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護課が運用するYouTubeや白神山地ビジターセンターHPにおいて、体験プログラムの動画を掲載するなど情報発信している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も体験プログラムの動画を掲載するなどの情報発信を継続し、観光における自然資源の持続可能な利用を推進していく必要がある。
(3) 生物多様性に配慮した企業活動の促進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 取組なし 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に改訂された「生物多様性民間参画ガイドライン」を県内の各種事業者周知し、経営課題として生物多様性の保全等に取り組む事業を増加させる必要がある。 環境省が取り組みをはじめた、生物多様性の保全に向けた企業などの取組を国が認定する自然共生サイトに県内企業が登録申請するよう、制度の普及啓発に取り組む必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 青森県森林・林業基本方針に「森林認証制度の普及」を位置付け、推進している。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 森林所有者による森林認証制度の活用が推進されるよう、普及啓発に取り組む必要がある。

<戦略3 全体評価>

土づくりを推進する新たな取組の実施や、農業関連指標における指導者と農業者それぞれに向けた研修会を毎年複数回実施しているなど、本県の基幹産業である農林水産業の各分野において、生物多様性の保全を重視した取組が行われており、引き続き推進されるよう支援していく必要がある。

また、白神山地の来訪者の増加につなげるため、YouTubeや白神山地ビジターセンターホームページにおいて体験プログラムの動画を掲載するなど、その価値や魅力を発信しており、さらに、白神山地世界自然遺産登録30周年を契機とした事業が今後進められることで、さらなる観光利用の推進が見込まれる。

一方、生物多様性に配慮した企業活動の促進が課題として挙げられるが、生物多様性に配慮した経営が、国際的にも、金融機関からも求められるようになるなど、社会的状況が変化していることから、令和5年度に改訂された「生物多様性民間参画ガイドライン」や民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を認定する「自然共生サイト」を県内の各種事業者周知するなど、経営課題として生物多様性の保全等に取り組む事業を増加させる必要がある。

戦略4「生物多様性の恵みを評価し新たな価値を創造する」

(1) 生物多様性の経済的価値評価の推進

①生物多様性がもたらしている多様な恵み（生態系サービス）について、様々な手法を用いて経済的価値の評価を進めます。

(2) 生物多様性に配慮した商品に対する付加価値の付与を推進

①農産物に表示される「エコファーマー認定」※2「有機JAS認証」※8「青森県特別栽培農産物認証」※3、林産物に表示される「FSC森林認証」※9「SGEC森林認証」※10、水産物に表示される「MSC認証」※11、「ASC認証」※12、「マリン・エコラベル」※13など、各種認証制度の取組を推進します。
②自然環境に配慮した活動の一環として生産された農産物に付加価値を付与するなどの取組を促進します。

(3) 生物多様性の恵みを背景とした、地域文化、暮らし、産業の関係性を再構築

①生物多様性がもたらす多様な価値が支え合う「フナ型自然共生モデル」の確立に向けて、白神山地をモデル地域として、暮らしに息づく多様な価値を見つめ直し、自然環境と地域住民、観光客、産業などとの関係性を再構築することで地域の自然環境や文化の保全と地域の活性化を目指す「白神イニシアティブ」の取組を推進します。
②地産地消型のバイオマス資源の有効活用を推進します。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 生物多様性の経済的価値評価の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産分野において、農業産出額・林業産出額・漁業産出額・食料自給率（生産額ベース・カロリーベース）といった統計値を把握している。【農林水産政策課】 環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組「ほ場における生物多様性保全効果」について、抽出調査を実施した。(R1：2件、R3：4件)【食の安全・安心推進課】 地域の実情に応じた多様な家畜が飼育されており、適切な飼育管理を指導することで、畜産物の生産に寄与している。【畜産課】 本県の森林が持っている県土の保全や水源のかん養、保健休養、二酸化炭素の吸収などの公益的機能を金額で評価している。【林政課】 本県の海面漁業の漁獲数量及び漁獲金額について、魚種別、漁業種別及び市町村別にとりまとめた属地調査年報を作成、公表している。【水産振興課】 水環境を保全するため、公共用水域の水質監視を行っている。(令和4年度 80水域 196地点(国土交通省、青森市及び八戸市実施分を含む))【環境保全課】 自然公園及び白神山地内観光地点の観光客入込数や県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数等のデータを毎年確認している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性がもたらしている多様な恵み（生態系サービス）についての経済的価値の評価の手段の一つとして、農林水産分野、環境分野、観光分野で各種統計調査が行われているが、今後は具体的にどのような評価を行うのが有効なのか検討していく必要がある。 民間が管理している資源の経済的価値についても把握できる仕組み作りを検討し、より広い分野での経済的価値の評価を進める。
(2) 生物多様性に配慮した商品に対する付加価値の付与を推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい農業の知識習得のための「エコ農業チャレンジ塾」を開催し、担い手を育成するとともに、有機農業指導員養成研修会を開催し、有機JAS認証制度について指導出来る普及員を育成した。(エコ農業チャレンジ塾 R2：6回、R3：4回、R4：6回 有機農業指導員養成研修会 R3：1回、R4：1回)【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> 環境にやさしい農業に関する各種認証制度の普及啓発などを通じて、引き続き農業者や森林所有者等の認証取得を推進する必要がある。

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコファーマーは、根拠法となる持続農業法が廃止になったので、令和4年7月以降新規認定はない。【食の安全・安心推進課】 ・ 農産物に表示される「有機JAS認証」「青森県特別栽培農産物認証」について、取組者の認証取得を推進している。(有機JAS認証 R1:362ha、R2:378ha、R3:408ha 特別栽培 R1:463ha R2:450ha、R3:499ha、R4:485ha)【食の安全・安心推進課、林政課】 ・ 林産物に表示される「FSC森林認証」「SGEC森林認証」について、取組者の認証取得を推進している。(FSC森林認証2件、SGEC森林認証3件)【林政課】 	
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「あおりエコ農産物販売協力店」を設置し、県ホームページへエコ農産物販売情報の掲載や啓発資料を活用したPRにより、消費者へ情報発信している。(R5 エコ農産物協力店 167 店舗)【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、販路拡大や付加価値のある販売につながるよう消費者への情報発信による理解促進を図る必要がある。
(3) 生物多様性の恵みを背景とした、地域文化、暮らし、産業の関係性を再構築		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白神山地周辺地域の旅行会社、ガイド団体等と連携し、小学校の校外学習プログラムと企業の環境保全研修プログラムの開発、モニターツアーを実施した。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白神山地地域の自然環境や文化の保全と地域活性化を目指し、引き続き多様な取組を継続的・効果的に実施していく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次青森県循環型社会形成推進計画(令和3年3月)を新たに県のバイオマス活用推進計画に位置付け、国の補助事業等を利用しながら、民間事業者、市町村等の取組を支援しており、民間事業者において、ながいも出荷行程残渣を利用したバイオマス発電やりんご搾りかすなどを利用したバイオプラスチック製造などに取り組んでいる。【農林水産政策課】 ・ バイオマス資源である稲わらの有効利用促進に向け、県内の稲わら収集事業者と実需者間のマッチングに取り組んだ。(R4:収集実績6,468t(面積換算1,078ha相当))【食の安全・安心推進課】 ・ りんご剪定枝収集のための軽労化機械の実演会を実施するなど剪定枝の有効利用に向けた普及を図っているほか、りんご搾りかすの利用状況について調査し、実需者とのマッチングに向けた情報提供等を実施している。(軽労化機会実演会の開催R5:1回)【りんご果樹課】 ・ 資源循環型農業を推進するため、畜産農家等に対し、良質な堆肥の生産と耕畜連携による積極的な利用を指導している。【畜産課】 ・ 木質バイオマスの利用拡大に向け、導入マニュアルを整備して普及啓発を行うとともに、木質バイオマスの関連施設整備やボイラー導入を支援している。【林政課】 ・ 令和元年度～3年度の間で発生したホタテ貝殻年間3万6千トン～4万7千トン前後であり、このうち、年間2万3千～6万4千トン前後が暗きょ資材や土壌改良材等として活用されている。【水産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安価な製品との競合等により利用率が低迷しているりんご剪定枝、ホタテ貝殻などのバイオマスについては、地産地消型の低コストな取組を推進するとともに、バイオマス発電などの付加価値の高い新たな取組についても、変換技術の進展状況や国の助成制度等を踏まえ、民間事業者等における技術導入の支援を行っていく必要がある。 ・ 木質バイオマスについては、チップボイラーや薪ストーブ等、燃焼機器の普及を進めるとともに、林地残材など未利用資源の有効活用に取り組む必要がある。

＜戦略4 全体評価＞

生物多様性の経済的価値評価の推進については、農林水産分野、環境分野、観光分野で各種統計調査が行われているものの、現状把握や情報収集に留まっており、具体的な評価は十分ではないが、生物多様性に配慮した商品に対する付加価値の付与の推進については、毎年、制度について指導できる普及員の育成を目的とした研修会を開催しているほか、消費者への情報発信なども行われているなど、取組が進められている。

また、前回の点検・評価に引き続き、農林水産や自然環境の各分野において、地産地消型のバイオマス資源の有効活用等に、それぞれ取り組んでおり、生物多様性の恵みを背景とした、地域文化、暮らし、産業の関係性を再構築に向けてこのような取組を一層推進する必要がある。

資料編

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

戦略5「野生鳥獣と人との調和共存を図る」

(1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進

- ①野生鳥獣の生態に基づいた接し方など、適切な情報発信を進めます。
- ②生息環境の管理、野生鳥獣を引き寄せない営農管理や侵入防止柵の設置等による被害の防止を総合的に実施するとともに、野生鳥獣のエサとなるものを人の生活圏の中に放置しないなど、人と野生鳥獣との棲み分けを促進し、適切な関係づくりを進めます。
- ③野生鳥獣による被害防除の担い手でもある狩猟者の確保、育成を推進します。

(2) 野生鳥獣の適切な保護管理

- ①鳥獣保護区や休猟区の指定を適切に行うとともに、鳥獣保護員の配置や標識の設置等を通じて野生鳥獣の保護を進めます。
- ②農林水産物、生活環境、生態系への被害が深刻化している野生鳥獣については、保護管理計画を策定し個体数を管理するなど、科学的知見に基づく適切な管理を進めます。

の計画として第二種特定鳥獣管理計画を策定し、それぞれの計画に基づいた管理対策事業を実施している。【自然保護課】

<戦略5 全体評価>

被害防除の担い手でもある狩猟者の確保、育成の面では、狩猟免許試験の複数地での開催や県猟友会が実施している事前講習会の内容の充実等により、狩猟者数が増加傾向にあるほか、二ホンジカやイノシシなどの大型獣の狩猟にも対応できるよう、これらの狩猟に必要な知識や技術の習得に向けた講習会を継続的に開催しているなど効果的な取組が行われている。

また、野生鳥獣の適切な保護管理について、第13次鳥獣保護管理事業計画の策定や、イノシシの第二種特定鳥獣管理計画を策定するなど、実情に応じた取組がなされている。

一方、出前トークでは、小中学校等に対してクマをテーマに複数回実施したが、クマ以外の野生鳥獣についても、より能動的にその生態に基づいた接し方について、次世代を担う子どもたちを対象とした情報発信の方法や手段についての検討など、野生鳥獣の保護管理を環境教育の分野に取り入れて普及啓発を図っていく必要がある。

また、令和5年度はツキノワグマの出没及び人身被害の件数が過去最多となったことから、被害対策を強化するため、生息状況調査やその結果に基づいた個体数調整のための捕獲や人とクマの棲み分けを図る環境整備などの対策を検討する必要がある。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 野生鳥獣と人との関係性の再構築に向けた取組の推進		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出前トークにおける講師派遣において、令和元年度は「クマの生態とクマ被害防止について」、令和3、5年度は「クマに遭ったらどうしよう」のテーマで、小中学校や地域団体に向けて講義を行った。【自然保護課】 ・ 県のホームページで、野鳥との接し方、傷病鳥獣の取扱い、クマ・二ホンジカ・イノシシの目撃情報について掲載している。【自然保護課】 ・ ツキノワグマに関する注意喚起のチラシ・リーフレットを作成・配布している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣に関して、出前トークやホームページチラシ等による適切な情報発信を継続的・効果的に実施していくとともに、次世代を担う子どもたちを対象とした情報発信についても、出前トークのような受動的なものではなく、能動的な取組を検討する必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣被害対策の中心となる市町村の地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の取組を総合的に支援している。(R2:12 協議会、R3:12 協議会、R4:12 協議会)【食の安全・安心推進課】 ・ 市町村鳥獣被害防止対策を推進するため、農作物被害防止対策の研修会を開催している。【食の安全・安心推進課】 ・ 市町村の要請に応じ、地域の課題解決に必要な専門家を派遣している。(R3:1回、R4:4回)【食の安全・安心推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣の被害防止対策を総合的に実施しているほか、地域の課題解決に必要な専門家を派遣するなど、野生鳥獣との適切な関係づくりを進めており、今後も鳥獣被害対策の中心となる市町村と連携し、継続して取り組む必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験を年3回開催しており、そのうち1回は三八・上北地域に受験者が多いことを考慮し、十和田市で開催している。【自然保護課】 ・ 大型獣の捕獲技術の習得を目的とした講習会を開催している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解消が進んでいる狩猟者の高齢化について、さらなる改善に向けて若年層の狩猟者数増加に向けた取り組みを進める必要がある。 ・ 鳥類の狩猟を主体としてきた本県の狩猟者が、二ホンジカやイノシシなどの大型獣の狩猟にも対応できるよう、これらの狩猟に必要な知識や技術の習得に向けた講習会等の開催を継続して実施する必要がある。
(2) 野生鳥獣の適切な保護管理		
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護区（特別保護地区含む）を指定しているほか、鳥獣保護管理員を配置することで、狩猟の違反防止等に対して適切な監視体制をとっている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣の生息状況等を踏まえ、鳥獣保護区や休猟区を適切に指定していくとともに、鳥獣保護管理員の巡視や標識の設置等を通じて、引き続き、野生鳥獣の適切な保護管理を行っていく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣保護管理法に基づき都道府県が定める計画として、第13次鳥獣保護管理事業計画を策定している。【自然保護課】 ・ 二ホンジカ及び下北半島に生息する二ホンザルに加えて、令和4年度にイノシシを管理するため 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度はツキノワグマの出没件数が大幅に増加したことから、今後は、ツキノワグマについても、生息数調査結果や出没状況等を踏まえ、保護管理計画の策定を検討する必要がある。

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

戦略6「絶滅のおそれのある野生生物やそれらを育む生態系を保全する」

(1) 生物多様性保全上重要な地域の保全

①世界自然遺産地域、ラムサール条約湿地、自然公園、自然環境保全地域、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例による保全地域、保護水面区域、鳥獣保護区など、各種制度により保護されている地域について適切な保全管理を図ります。

②自然公園については、生活空間等も含まれることから、区域及び公園計画の点検を進め、必要な見直しを行います。

③生物多様性の保全上重要な地域を抽出するとともに、保全対策を促進します。

④森林の多面的機能を発揮するため、保安林制度により目的に応じて保安林の指定を進めるとともに、伐採や転用等に係る林地開発許可制度を適切に運用します。

(2) 希少種や在来種の保全

①希少な野生生物の生息状況等についてはレッドリストとして、在来種など生態系への影響が懸念される外来生物については外来種リストとして整備し、県民への理解の促進を通じて希少野生生物及び在来野生生物の保護を図ります。

②希少な生物の生息・生育地情報や生物多様性に配慮した工事事例等の集積を図り、公共工事を所管する庁内各課と情報を共有することで、計画段階から生物多様性への配慮が図られるような体制の整備を進めます。

③学術上価値の高い野生動物植物については県天然記念物へ指定することなどにより、適切な保護を図ります。

④国立・国定公園内において、荒廃した植生の復元や生態系へ影響を及ぼしている外来種の防除対策を推進します。

⑤国、県、市町村、民間団体等と連携を図りながら、外来生物による農林水産業や生態系などへの影響を防止する対策を推進します。

⑥希少種の保全や外来種の侵入・拡大を防止するための条例など、生物多様性を保全する制度の拡充を進めます。

(3) 里海、里地、里山の保全

①里海、里地、里山の保全には、そこに暮らし、営みを続けていくことが必要であることから、農山漁村の定住対策、農林漁業の経営安定化対策、担い手対策、耕作放棄地対策などを総合的に進めます。

②農村の自然環境や景観、水辺などを良好に維持・保全することにより美しい田園空間の形成を推進します。

③水源涵養など、森林の有する多面的機能を保全するため、フナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐・間伐等による森林の適正な整備、松くい虫被害やナラ枯れ被害の防止対策を推進します。

④海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場の整備などを進めます。

⑤農林水産業や農山漁村の基盤整備を行う際は、法面保護への在来種利用や地域の木材、土、石などの自然素材を優先利用するなど、遺伝子攪乱や生態系の破壊に配慮します。

⑥休耕田やため池等を活用した生き物たちの生息・生育の場の創出など、生態系を再生する活動を促進します。

⑦巨樹・古木等の生育状況や保全についての普及啓発を進め、鎮守の森や地域のシンボルとなっている巨樹・古木を緑の遺産として保全する取組を促進します。

(4) 健全な水循環の確保と生態系ネットワークの保全

①山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体とらえた、森・川・海の保全と再生を推進します。

②流域住民等が協働で行う水資源保全活動の支援などにより、森と川と海のつながりの保全を推進します。

③県内の河川及び湖沼において水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定を行うとともに、十和田湖や小川原湖、十三湖、陸奥湾などの湖沼・海域等の水質保全対策を推進します。

④自然環境保全地域や自然公園などの重要な自然地域を核とし、国有林における「緑の回廊」^{※15}やそれと連結するよう設定した「民有林緑の回廊」などで形成される、野生生物の生息・生育空間の連続性が確保された生態系ネットワークの保全を推進します。

(5) 生態系サービスに対価を支払う仕組みづくり

①自然資源を利用した観光地における自然環境保全経費を来訪者に負担いただくことや、自然資源を利用している企業が地域と共に保全活動に取り組みなど、様々な生態系サービスの受益者が自然環境保全経費等を負担する仕組みづくりに取り組みます。

(6) 生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進

①地球温暖化は生物多様性を悪化させる大きな要因となっていることから、青森県地球温暖化対策推進計画に基づく、再生可能エネルギー導入促進、オフセット・クレジット（J-VÉR）制度^{※16}の活用を通じた森林整備の促進、低炭素型ライフスタイルの推進、民間資金を活用した経済的インセンティブを付与する仕組みづくりなど、生物多様性の保全に配慮しながら、地球温暖化防止対策を推進します。

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 生物多様性保全上重要な地域の保全		
①	<ul style="list-style-type: none"> 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例による保全地域について、特定行為に係る所定の手続きを行っているほか、ふるさと環境守人により、保全地域の巡視活動や啓発活動を行っている。【河川砂防課】 陸奥湾や内水面漁場の小川原湖、十三湖において、水温、塩分及びDPO^{※7}等の測定を行い、漁場の水質環境を調査している（陸奥湾：周年 内水面漁場：4～11月）ほか、漁場環境を反映する底生動物調査の実施に加えて、海洋環境においては、底質調査を実施している。【水産振興課】 津軽国定公園内のベンセ湿原及びコケヤチ湿原において、水位観測調査を毎月実施しているとともに、ベンセ湿原の自然環境保全のため、ヨシ等の刈払いを毎年実施している。【自然保護課】 大神山地周辺地域の巡視員による巡視活動及び自然観察歩道の維持管理を実施している。【自然保護課】 仏沼保全活用協議会に参画し、ラムサール湿地に係る情報共有を図っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 世界自然遺産地域やラムサール条約湿地など生物多様性の保全上重要な地域においては、引き続き、関係機関と連携のもと、適切に保全管理を行っていく必要がある。 ベンセ湿原、コケヤチ湿原の維持管理のため、引き続き水位観測調査等を継続し、調査分析を進める必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 県内の国定公園及び県立自然公園について、順次公園計画の見直し作業を実施している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園については、区域や公園計画の点検を適宜行い、必要に応じて見直しを行っていく必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 本県では生物多様性上重要な里地里山が6箇所、湿地が13箇所、海域が14箇所選定されているほか、令和5年度にベンセ湿原を自然共生サイトに申請し、認定を受けた。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 本県では、保護地域以外で生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトに申請している事例がないため、民間事業者と連携しながら、30by30^{※17}達成に向けて、認定区域を増加させる必要がある。 ベンセ湿原が自然共生サイトに認定されたことから、認定が継続されるよう適切に保全管理を行っていく必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年3月31日時点で、民有林では51,071haの森林について保安林に指定している。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域森林計画や治山事業等の関連事業と連携して保安林の指定を進めるとともに、林地開発許可制度を適切に運用していく必要がある。
(2) 希少種や在来種の保全		
①	<ul style="list-style-type: none"> 県内の希少な野生生物を取りまとめた「青森県レッドデータブック（2020年版）」を令和2年3月に発行した。（再掲）【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年3月に策定した「青森県外来種リスト」については、策定後17年が経過していることから、改定の必要性やその効果的な活用について検討する必要がある。（再掲） 「青森県レッドデータブック（2020年版）」のより効果的な活用について検討し、次回の改訂に向けた情報収集を行う。（再掲）
②	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価手続を実施している事業について、環境影響評価庁内連絡会議を設置し、関係課に意見照会等を行うことにより情報共有を図っている。（R4：13件）【環境保全課】 林道や工事の範囲が広域に渡る事業については、自然環境等調査を実施している。【林政課】 多自然川づくり（河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出）を行っているほか、ダム建設に伴う希少種の調査を実施している。【河川砂防課】 	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階から、庁内関係課や複数の専門家からの意見を聴取し、その意見を事業者に伝達するなど、生物多様性が図られるような体制の整備が進められているほか、公共工事においても、必要に応じて情報共有や生息等の調査が行われており、引き続き継続して取り組むとともに、その連携体制の強化を図っていく必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 県天然記念物について、令和2年度に1件追加指定したことにより、現在の合計40件である。【文化財保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 学術上価値の高い野生動物植物について、引き続き調査を進め、指定を行っていく必要がある。

資料編

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

④	<ul style="list-style-type: none"> 国立・国定公園内における外来生物の防除対策として、種差海岸においてボランティア団体等によるオオハンゴンソウ駆除が行われている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> オオハンゴンソウのほかの外来生物についても、生息・被害状況を把握し、あらゆる主体による外来種防除対策を推進していく必要がある。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> アライグマの生息状況調査を平成 27～28 年度に行い、関係市町村の農作物被害防止対策を支援したほか、アライグマやハクビシン等の中型害獣に係る被害防止対策研修会を令和 2 年度から 4 年度に開催した（令和 2、3 年度はアライグマのみ）。【食の安全・安心推進課】 ヒアリ等の特定外来生物の疑いがある種が発見された場合には、庁内関係課や環境省と連携し、早急に同定及び防除を実施することで、県内の定着を防いでいる。【自然保護課】 ヒアリに係る情報を県のホームページに掲載している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年度に改定された特定外来生物法に合わせ、外来生物による農林水産業や生態系などへの影響を防止する現体制の見直しを検討する必要がある。 市町村や民家団体が単体で防除を行うことが困難である場合には、県と共同で行うことが可能であることを周知する。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 希少種の保全や外来種の侵入・拡大を防止するための条例は制定していない。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 条例も含め、制度のあり方や導入時期等について検討していく必要がある。
(3) 里海、里地、里山の保全		
①	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山の保全については、中山間地域総合整備事業や日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金（対象面積 44,167ha）、中山間直接支払交付金（対象面積 9,799ha））を活用して、耕作放棄地対策をはじめとした取り組みを行っている。【農村整備課】 賓陽塾^{*14}を開講し、漁業後継者育成を行っているほか、小中学生等を対象とした水産教室を開催し、水産業に対する理解を深めている。【水産振興課】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の交付金を活用する等により、耕作放棄地対策など里地里山の保全のための多様な取組を継続的・効果的に支援していく必要がある。また、後継者確保のためには、県内外、又は他産業から広く新規就農者を確保するための新たな施策を実施する必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 地域の協働活動等を支援する日本型直接支払交付金制度（多面的機能支払交付金（対象面積 44,167ha）、中山間直接支払交付金（対象面積 9,799ha））を活用して、耕作放棄地の発生防止や農地周辺の草刈り、水路の泥上げ等を行うことで、美しい田園空間の形成・維持を図っている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 国の交付金を活用する等により、美しい田園空間の形成・維持を図るための多様な取組を支援していく必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 深浦町等で発生している松くい虫被害やナラ枯れ被害拡大の防止に向け、関係機関と連携し、被害木等の駆除や監視を徹底している。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫やナラ枯れ被害防止に向けて、今後も被害木等の早期発見・早期駆除を徹底し、確実な駆除を継続するとともに、防除技術者の育成や普及啓発活動に取り組む必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物等の回収・処理に係る経費に対し補助金を交付している（令和 4 年度は 20 市町村に交付）ほか、県民に対する海岸美化啓発の一環として、バス車体広告（令和 4 年度は 6 事業者・各 3 台で実施）、青い森鉄道の中吊り広告、商業施設等でのポスター掲示（令和 4 年度は 300 枚作成）を行った。【環境政策課】 市町村における海浜及び河川等の清掃活動に使用されるゴミ袋の枚数照会及び配付を行っているほか、実施された海浜清掃についての取りまとめを行っている。（令和 4 年度海浜清掃実施実績件数：226 件、参加者：延べ 6,999 名、清掃距離：405, 19 km）【水産振興課】 藻場・干潟等の保全のため、海藻等の種苗投入、食害生物の密度管理及び漁場耕うん等を実施している漁業者や漁協を中心とした活動組織を助言・指導している。【水産振興課】 令和元～5 年度まで A=113ha の藻場の整備を進めた。【漁港漁場整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 漁場環境の保全や藻場の整備のため、引き続き海岸漂着物の回収・処理、海浜清掃活動、藻場の整備など多様な取組を継続的・効果的に取り組んでいく必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> 港湾海岸において、毎年発生する海岸漂着物等の回収・処理を行っている。【港湾空港課】 	
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 生態系に配慮した工法となるよう整備を行っているほか、既存の生態系に影響がないよう、在来種による法面保護を行い、従来の生態系の保全に努めている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業や農山漁村の整備基盤の際には、遺伝子錯乱や生態系の破壊に配慮した取組を継続的に行っていく必要がある。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ビオトープの整備や環境配慮型水路を整備するなどして生態系の再生に努めている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ビオトープ等を活用した生態系の再生の多様な取組を継続的・効果的に実施していく必要がある。
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなっている里山の巨樹・古木の保全意識を醸成するために、保護のための手引きとなる資料を作成するとともに、ホームページ掲載している。【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 巨樹・古木を緑の遺産として保全するため、引き続き保全意識の醸成を図る取組を行っていく必要がある。
(4) 健全な水循環の確保と生態系ネットワークの保全		
①	<ul style="list-style-type: none"> 頭首工の魚道整備（6 地区 11 魚道）により、生態系ネットワークを保全するとともに魚類が生息する健全な水循環の確保を図っている。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 森、川、海の保全と再生を推進するための多様な取組を継続的に取り組んでいく必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> NPO 団体等と連携し、小学生を対象とした水循環について理解を深めるバスツアーを実施している。（H30：11 団体、R1：9 校、R2：8 校、R3：11 校、R4：9 校）【農林水産政策課】 地域活動の定着と環境保全意識の醸成を図るため、水循環に係る学習発表会を開催している。（H30：4 校、R1：4 校、R2：6 校、R3：6 校）【農林水産政策課】 多様な活動主体による保全活動を通じた県民への普及啓発と SDGs の取組を推進している。（R4：2 団体）【農林水産政策課】 活動組織における植林や稚魚の放流など水資源保全活動を支援している。【農村整備課】 	<ul style="list-style-type: none"> 森と川と海のつながりの保全を推進するため、子供達や保全活動を行う多様な団体に対して水資源の保全に向けた学習機会の創出や活動支援を行う必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 水生生物保全環境基準の類型指定を行うとともに、水質監視を行っている（令和元年度 1 湖沼、令和 3 年度 1 湖沼）。【環境保全課】 十和田湖の水質改善を図るため、水質モニタリングを実施しているほか、十和田湖環境保全会議を開催し、住民等に対して水質保全対策の普及啓発を行っている。（年 1 回秋田県と交互に開催）【環境保全課】 小川原湖の水質改善を図るため、平成 29 年 1 月に「小川原湖水環境改善行動指針」を策定し、行政、事業者、流域住民等各主体が実施する取組を推進している。【環境保全課】 「水辺の国勢調査」として、河川における魚類の生息状況調査を実施している。【河川砂防課】 一級河川における、水質汚濁対策連絡協議会の広報による水質事故の防止及び水質事故が生じた際の被害拡大防止等に努めている。【河川砂防課】 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の河川、湖沼等における類型指定や水質監視、水質モニタリングなど、多様な取組を継続的に取り組んでいく必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 国有林における「青森県民有林緑の回廊（迷ヶ平地区）」が市町村森林整備計画に設定されている。【林政課】 国土交通省東北地方整備局が主催する東北生態系ネットワーク推進協議会及び岩木川流域生態系ネットワーク検討委員会の一員として参加している。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物の生息・生育空間の連続性が確保された生態系ネットワークの保全推進として、青森県民有林緑の回廊などの取組を継続的に取り組んでいく必要がある。

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

(5) 生態系サービスに対価を支払う仕組みづくり	
①	<ul style="list-style-type: none"> 取組なし 様々な生態系サービスの受益者が自然環境保全経費等を負担する仕組みづくりに取り組む必要がある。
(6) 生物多様性の観点からの地球温暖化防止対策の推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 家庭部門における二酸化炭素排出量削減のため「家庭のエコ活促進事業（R1）」、「COOL CHOICE あおもりステップアップ事業（R2）」「脱炭素チャレンジ促進事業（R3、R4）」を実施した。【環境政策課】 もったいない・あおもり県民運動の一環として、「あおもりエコの環スマイルプロジェクト（R3終了）」及び「あおもりECOにこオフィス・ショップ認定事業」を実施した。（令和4年度末時点で延べ1,306事業所を認定）【環境政策課】 平成28年3月に策定した新たな青森県エネルギー産業振興戦略のもと、再生可能エネルギー産業の振興に取り組んでいる。【エネルギー開発振興課】 県有林及び県民環境林で創出したJークレジットの販売を実施している。（認証実績：1,803二酸化炭素トン、販売実績：735二酸化炭素トン、提供実績50二酸化炭素トン）【林政課】 生物多様性の保全に配慮した地球温暖化防止対策推進については、今後とも多様な取組を継続的・効果的に実施していく必要がある。

<p><戦略6 全体評価></p> <p>法や条例等に基づき、保護地域として既に指定されている地域や里地里山については、関係機関と連携した適切な安全管理が行われているが、定期的に点検・調査を行い、必要に応じて指定地域の見直しを実施する必要がある。</p> <p>30by30^{*17}達成に向けた新たな区域認定制度である自然共生サイトについては、ハンセ湿原が認定されたが、ハンセ湿原に続く地域の認定に向けた取組を積極的に行う必要がある。</p> <p>希少種や在来種の保全については、前述の外来種リストの改定のほか、条例も含めた制度のあり方や導入時期等について検討していく必要がある。</p> <p>また、生物多様性に影響を及ぼす大きな要因となる地球温暖化防止対策のため、青森県地球温暖化対策推進計画に基づく各種取組を計画的に推進していく必要がある。</p>

<p>戦略7 「多様な主体の参画と協働による生物多様性保全活動を促進する」</p> <p>(1) 多様な主体の参画と協働の促進</p> <p>①生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターを自然保護課内に設置し、生物多様性に関する情報の提供を進めるとともに、生物多様性の保全に関する関係者間の連携や学校や地域における環境教育活動への外部講師の紹介などに取り組みます。</p> <p>②生物多様性の保全につながる様々な制度（中山間地域等直接支払、資源向上支払、ふるさとの水辺サポーター、アダプト・プログラム^{*18}など）の積極的な活用を進め、県民の参加による自発的な活動を促進します。</p> <p>③県内の生物多様性関連施設等を活用した、生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創出や、生物多様性に関する具体的な課題について、様々な主体がひとつのテーブルにつき、解決策を見いだしていくような仕組みづくりを進めます。</p> <p>④多様な主体による生物多様性の保全活動の取組について、様々な機会を活用した広報活動や、各種表彰事業への推薦などを通じて、活動の促進を図ります。</p> <p>(2) 総合的、広域的な取組の推進</p> <p>①市町村における生物多様性地域戦略の策定を支援するとともに、県や市町村が策定する行政計画への生物多様性の保全の反映を促進します。</p> <p>②「生物多様性自治体ネットワーク」への参加を通じて、全国の都道府県や市町村との連携・交流を推進します。</p> <p>③県庁内の関係部局が連携して、生物多様性の保全に向けた取組を推進するための体制づくりを進めます。</p>
--

	具体的成果	課題と今後の方向
(1) 多様な主体の参画と協働の促進		
①	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年8月から、地域連携保全活動支援センターを自然保護課内に設置している。【自然保護課】 生物多様性に関する情報提供、関係者間の連携や環境教育活動への外部講師紹介などに取り組む地域連携保全活動支援センター業務を自然保護課が通常業務として行っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性戦略改定に合わせて、センター機能を強化・充実するため、外部委託などの運営方法について検討する必要がある。
②	<ul style="list-style-type: none"> 日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金）を活用し、地域住民の参加により、生物多様性の保全につながる環境の維持等に取り組んでいる。【農村整備課】 河川、砂防指定地及び海岸の美化活動（清掃、除草等）を定期的に行っていた水辺サポーターの募集について、積極的な広報を行っており、令和5年5月末時点で計244団体が活動している。【河川砂防課】 社会全体での森づくりを推進するため、企業の森づくり活動への参加支援や地域住民や森林所有者が協力して実施する森林整備等に対して支援を行っている。（企業の森づくり森林整備型：23企業、魅力発信型：3企業）【林政課】 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全につながる様々な制度を積極的に活用し、県民の参加による自発的な活動を一層推進する必要がある。
③	<ul style="list-style-type: none"> 取組なし 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創設や生物多様性に関する具体的な課題について解決策を見いだすような仕組みづくりについては、今後、検討していく必要がある。
④	<ul style="list-style-type: none"> 全国野生生物保護実績発表大会への参加者を毎年募集している。【自然保護課】 愛鳥週間野生生物保護功労者表彰やみどりの日自然環境功労者環境大臣表彰に候補者を推薦している。【自然保護課】 愛鳥週間用ポスター原画コンクールの応募作品を県内の学生から募集し、受賞者への表彰を行っている。【自然保護課】 	<ul style="list-style-type: none"> 各種表彰制度の候補者選定に当たっては、多様な主体による活動を把握するための仕組みをつくる必要がある。

資料編

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

(2) 総合的、広域的な取組の推進	
①	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性地域戦略の策定に係る助成制度の情報各市町村に提供している。【自然保護課】
②	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性自治体ネットワーク及び東北生態系ネットワーク推進協議会の一員として参加している。【自然保護課】
③	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の生物多様性戦略に係る行動計画の点検・評価にあたり、庁内連絡会議を開催し、意見交換・情報共有を行った。【自然保護課】

<戦略7 全体評価>

自然保護課内に設置している地域連携保全活動支援センターについて、現状、通常業務の延長として、情報共有を行っているが、センターの認知度の向上や機能の強化及び充実のため、生物多様性戦略改定に合わせて、外部委託も視野に入れて、その運営方法を検討する必要がある。

また、前回の点検・評価時の課題として挙げられていた、生物多様性の保全や利用について定期的に語り合う場の創設や生物多様性に関わる具体的な課題について解決策を見いだすような仕組みづくりについて、現在においても解消されていない状況であるため、引き続き検討を進める必要がある。

さらに、県内市町村における生物多様性地域戦略についても、前回の点検・評価時と状況は変わらず、策定している市町村がないことから、国が策定した生物多様性地域戦略策定の手引きの配付などにより、策定の支援を検討する必要がある。

※1 ESD

「Education Sustainable Development」の略で「持続可能な開発のための教育」のこと。

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習教育活動のこと。

※2 エコファーマー認定制度

エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて、「土づくり」「化学合成農薬低減」「化学肥料低減」の3つ技術を一体的に行う生産方式に関する導入計画」を知事に提出して認定を受けた農業者の愛称のこと。

※3 特別栽培農産物認定制度

農薬や化学肥料を使わないか、その地域の一般的な栽培方法よりも使用量を通常の5割以下に減らして生産した農産物を「特別栽培農産物」として認証する制度のこと。

※4 総合的病害虫・雑草管理 (IPM)

病害虫や雑草の発生予測情報等に基づき、耕種の防除、生物的防除、化学的防除、物理的防除を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫や雑草の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法のこと。

※5 農業生産工程管理 (GAP)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

※6 LVL

「Laminated Veneer Lumber (ラミネイティッド・ベニア・ランバー)」の略で、丸太をかつら剥きした薄い板を繊維方向に平行に重ねて接着した積層材 (単板積層材) のこと。

※7 DO

「Dissolved Oxygen 溶存酸素」の略で、水中に溶け込んでいる酸素量のこと。

※8 有機 JAS 認証

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS 法)」に基づく有機食品の認証制度のこと。有機農産物や有機加工食品などの生産方法についての基準を定め、この基準を満たすものだけを「有機」と表示できるようにしたもので、農林水産省の登録認証機関が認証を行う。

※9 FSC 森林認証

世界中すべての森林を対象として、環境、社会、経済の観点から森林管理が適正に行われているかどうかを審査・認証する制度で、適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証 (FM 認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証 (CoC 認証)」の2種類の認証からなる制度で、森林管理協議会 (FSC) に認定された認証機関が審査を行う。

※10 SGEC 森林認証

国際的な基準を用いて、国内において持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステム。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保障するもの。認証森林から産出される認証林産物の加工・流通過程を管理する SGEC 認証林産物流通のシステムもある。

※11 MSC 認証

持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ CoC (Chain of Custody) 認証の2種類の認証から成る認証制度のこと。国際的な NPO である MSC (Marine Stewardship Council) により運営・管理されている。

※12 ASC 認証

環境に大きな負担をかけず、地域社会にも配慮した養殖業を認証する制度で、ASC (Aquaculture Stewardship Council) により運営・管理されている。

※13 マリン・エコラベル

資源と生態系の保護に積極的に取り組んでいる漁業を認証し、その製品に水産エコラベルをつけるもので、マリン・エコラベル・ジャパン (MEL ジャパン) による運営・管理されている。

※14 賓陽塾

漁業後継者等を対象に、漁業に対する基礎的な知識・技術の習得及び資格取得等を目的として開講している。

※15 緑の回廊

原生的な天然林や貴重な野生生物の生育・生息地等を保全・管理するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することで、より広範囲かつ効果的な森林生態系の保全を図ることとしているもの。

※16 オフセット・クレジット (J-VÉR) 制度

直接的削減できない CO2 の排出分を、植林やクリーンエネルギー関連の事業などで相殺するカーボン・オフセットに用いるために発行されるクレジットのことで、国が認証する制度。

なお、当該制度は平成25年度から J-クレジット制度に移行している。

※17 30by30

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるネイチャーポジティブというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

※18 アダプト・プログラム

一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動 (清掃) を行い、行政がこれを支援する制度。

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

6 モニタリング指標の状況

行動計画の点検・評価を行うため、戦略1から7の各分野における主要な指標が定められている。

(1) モニタリング指標一覧

策定前（平成24年度）の状況、令和5年度の目標及び直近の状況を比較した結果は次のとおりである。

No.	戦略	指標名（単位）	策定前の状況(H24)	直近の状況	目標（R5）
1	1(1) 6(2)	希少種リスト及び外来種リストの改定	—	希少種リスト作成（R1）	改定
2	1(3)	施設間ネットワークの構築	—	未構築（R5）	構築
3	1(4) 2(4)	人財データベースの構築	—	未構築（R5）	構築
4	2(1)	ホームページの開設	—	開設済（H30）	開設
5	2(2)	県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数（人）	603	451（R4）	1,000
6	2(3)	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合（%）	26.2	29.6（R4）	50
新(8)	3(1)	GAP 認証取得件数	—	46（R4）	40
9	3(1)	有機農業の取組面積（ha）	299	538（R3）	880（R3）
10	3(1)	民有林間伐面積（ha）	3,295	1,958（R4）	4,200
11	3(1)	海面漁業漁獲量（t）	227,492	131,937（R4）	現状を維持
12	3(1)	内水面漁業漁獲量（t）	5,881	2,655（R4）	現状を維持
13	3(2)	観光ボランティアガイド団体数	24	34（R3）	30
14	4(2)	県特別栽培農産物取組面積（ha）	424	485（R4）	700（R3）
15	5(1) 5(2)	野生鳥獣による農作物被害面積（ha）	277.1	14.08（R4）	現状を維持
16	5(1)	狩猟者数（延べ人数）（人）	1,578	1,800（R4）	現状を維持
17	5(2)	野生鳥獣保護管理計画策定数	1	3（R4）	3
18	6(1)	保護地域面積（ha）	249,121	246,732（R4）	290,000
19	7(1)	地域連携保全活動支援センターの設置	—	設置（H25）	設置

(2) モニタリング指標の個別状況

指標1「希少種リスト及び外来種リストの改定」[戦略1（1）、6（2）]

策定前の状況（H24）：—
 目標（R5）：希少種リスト及び外来種リストの改定
 直近の状況：希少種リストのみ改定（R1）

現状と課題
 希少種リストを含んだ青森県レッドデータブック（2020年版）を令和元年度に作成したが、外来種リストの改定は行っていない。
 外来種リストの改定及びその活用について検討が必要。

指標2「施設間ネットワークの構築」[戦略1（3）]

策定前の状況（H24）：—
 目標（R5）：構築
 直近の状況：未構築

現状と課題
 青森県レッドデータブック（2020年版）作成にあたり、大学の教員や県立郷土館の職員等の有識者間の情報共有が図られるなど、施策や地域毎の有機的な連携がなされたが、施設間ネットワークの構築には至っていない。

指標3「人財データベースの構築」[戦略1（4）、2（4）]

策定前の状況（H24）：—
 目標（R5）：構築
 直近の状況：未構築

現状と課題
 県立自然ふれあいセンターのボランティアガイドを対象とした研修会や自然公園における地域の自然愛好家を対象とした研修会の開催により、ガイド人財育成を推進したが、データベースの構築までに至っていない。

指標4「ホームページの開設」[戦略2（1）]

策定前の状況（H24）：—
 目標（R5）：開設
 直近の状況：開設済（H30）

現状と課題
 本県のウェブサイトにおいて、生物多様性の概念や生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）や、平成30年度に行った戦略の点検・評価結果を掲載しているが、その効果については検証を行っていない。
 ホームページの内容が十分であるか随時検証し、必要に応じて充実・強化を図り、生物多様性の認知度を向上させる必要がある。

資料編

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

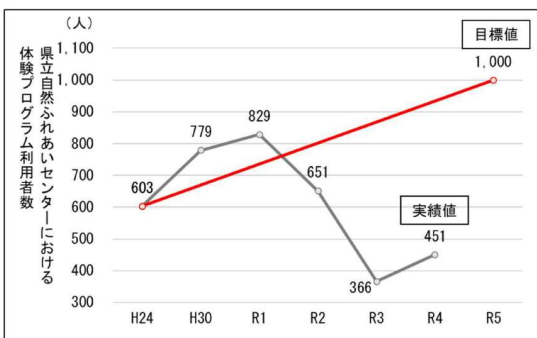
指標5「県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数」[戦略2(2)]

- 策定前の状況(H24): 603人
- 目標(R5): 1,000人
- 直近の状況: 451人(R4)

□現状と課題

体験プログラム内容等の充実により増加傾向であった利用者数が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少してしまいましたが、令和4年度は増加した。

今後、増加傾向を維持できるよう、利用促進に向けた新たな取り組みを検討する必要があります。

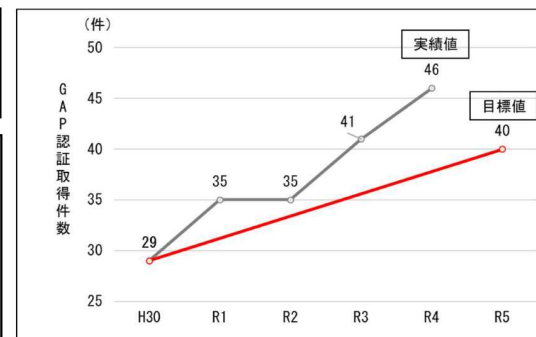


指標新(8)「GAP認証取得件数」[戦略3(1)]

- 策定前の状況(H24): -
- 目標(R5): 40件
- 直近の状況: 46件(R4)

□現状

令和4年度時点において目標を達成しているが、認証は取引先からの要望に応じて取得しているため、求めがなければ更新を行わない場合も多いため、今後も、研修会等によりGAPの普及啓発を図る必要がある。



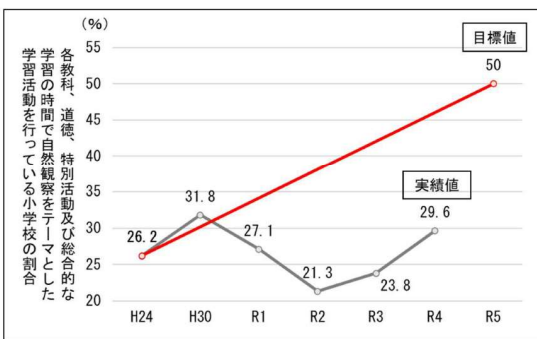
※ 指標新(8)は、H30に実施した行動計画の点検・評価において、当初指標に設定していた「エコファーマー取組実績」「GAP手法導入組織数」が実態に即していないと判断され、H30から新(8)「認証GAP取得産地数」に変更したところであるが、認証自体は個人や団体が受けることになっていることから、R5からは「GAP認証取得件数」に変更している。

指標6「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合」[戦略2(3)]

- 策定前の状況(H24): 26.2%
- 目標(R5): 50%
- 直近の状況: 29.6%(R4)

□現状

新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動の実施率は低下していたが、直近の状況では、回復傾向にある。



※ 指標6は、H26までは「総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合」、H27からH29までは「各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合」、H30から「各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合」としている。

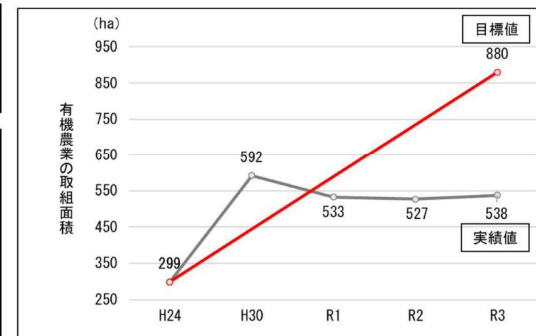
指標9「有機農業の取組面積」[戦略3(1)]

- 策定前の状況(H24): 299ha
- 目標(R3): 880ha
- 直近の状況: 538ha(R3)

□現状と課題

有機農業は、慣行栽培に比べ収量・品質が不安定で、労働時間も増加するが、販売価格に反映されない等の問題もあり、面積は横ばい傾向である。

国が策定した「みどり食料システム戦略」では、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することを目標としており、今後も、研修会の開催や環境保全型農業直接支払制度の活用等により、取組面積の拡大を図る必要がある。

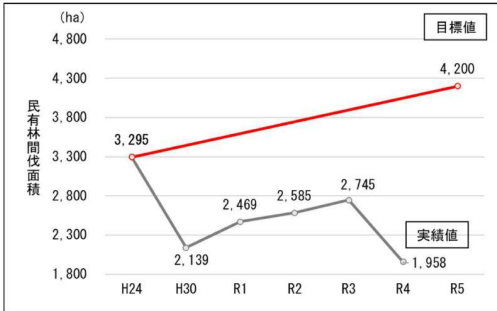


1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

指標 1 0 「民有林間伐面積」[戦略 3 (1)]

□策定前の状況 (H24) : 3,295ha
□目標 (R5) : 4,200ha
□直近の状況 : 1,958ha (R4)

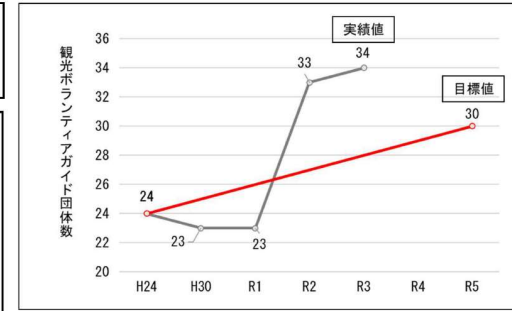
□現状と課題
面積は平成 30 年度から増加傾向であったが、令和 4 年度は過去最低の数値となった。
森林の持つ多面的機能の発揮に向けて、森林整備等の推進を図る必要がある。



指標 1 3 「観光ボランティアガイド団体数」[戦略 3 (2)]

□策定前の状況 (H24) : 24
□目標 (R5) : 30
□直近の状況 : 34 (R3)

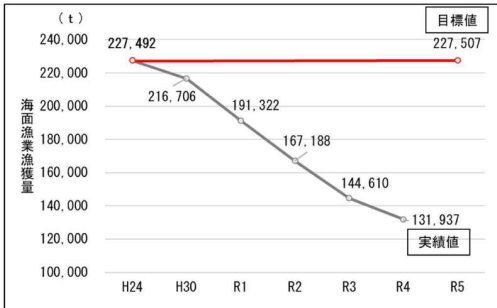
□現状
令和 3 年度時点において目標を達成している。
なお、県は平成 30 年度をもってボランティアガイドに係る県大会開催の支援は終了しており、以降、県の取り組みとしての実績はないが、青森県観光国際交流機構を通じて、本指標の団体数等の情報収集は継続して行っている。



指標 1 1 「海面漁業漁獲量」[戦略 3 (1)]

□策定前の状況 (H24) : 227,492t
□目標 (R5) : 現状を維持
□直近の状況 : 131,937t (R4)

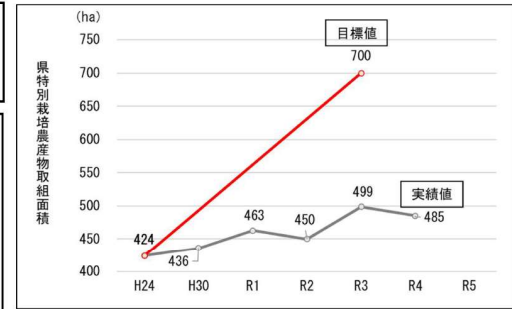
□現状と課題
直近 5 年間は毎年減少しており、目標は未達であった。
自然環境に左右されるため、一概に悪化しているとは言えないが、今後も漁獲量を把握し、持続可能な漁業の推進する必要がある。



指標 1 4 「県特別栽培農産物取組面積」[戦略 4 (2)]

□策定前の状況 (H24) : 424ha
□目標 (R3) : 700ha
□直近の状況 : 485ha (R4)

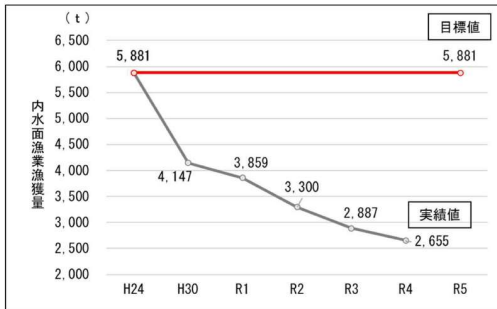
□現状と課題
新規取組者や既取組者の取組品目の拡大により取組面積は微増傾向にあるが、計画申請後の生産途中でのトラブルによる計画の取下げ等により目標は未達であった。
認証制度の周知や研修会等による栽培技術の向上により、生産拡大を図る必要がある。



指標 1 2 「内水面漁業漁獲量」[戦略 3 (1)]

□策定前の状況 (H24) : 5,881t
□目標 (R5) : 現状を維持
□直近の状況 : 2,655t (R4)

□現状と課題
直近 5 年間は毎年減少しており、目標は未達であった。
自然環境に左右されるため、一概に悪化しているとは言えないが、今後も漁獲量を把握し、持続可能な漁業の推進する必要がある。



※ 指標 1 1 及び 1 2 については、年度ではなく年単位での数値として計上している。

資料編

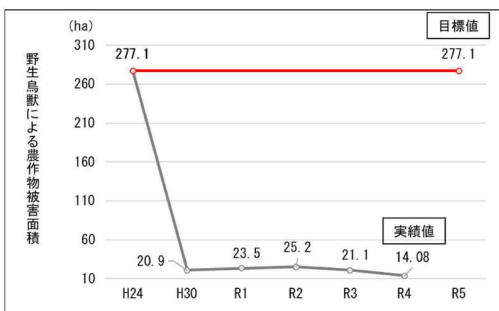
1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

指標 1 5 「野生鳥獣による農作物被害面積」[戦略 5 (1)、5 (2)]

- 策定前の状況 (H24) : 277.1ha
- 目標 (R5) : 現状を維持
- 直近の状況 : 14.08ha (R4)

□現状

現在の調査方法となった平成 19 年度以降、被害面積は最も低いものになっており、目標を達成している。
 今後も市町村と連携して、捕獲等の省力・効率化を図る取組や対策の強化に向けて研修会・会議等を行い、鳥獣による被害面積の減少を図っていく。

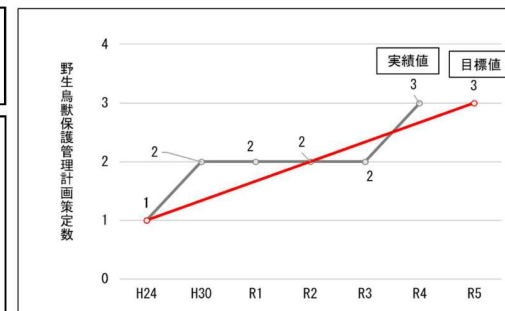


指標 1 7 「野生鳥獣保護管理計画策定数」[戦略 5 (2)]

- 策定前の状況 (H24) : 1
- 目標 (R5) : 3
- 直近の状況 : 3 (R4)

□現状

下北半島のニホンザルのほか、ニホンジカ、イノシシの管理計画を策定しており、目標を達成している。
 今後は、出没及び人身被害の件数が増加したツキノワグマの管理計画策定を検討し、被害対策を強化する。

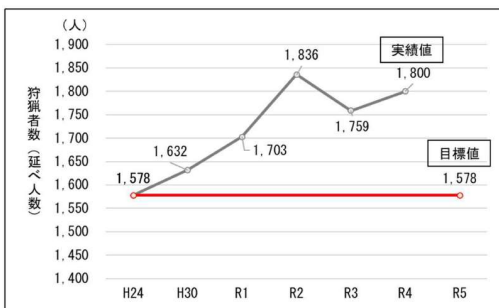


指標 1 6 「狩猟者数」[戦略 5 (1)]

- 策定前の状況 (H24) : 1,578 人
- 目標 (R5) : 現状を維持
- 直近の状況 : 1,800 人 (R4)

□現状

狩猟者の高齢化等により、平成 2 7 年度には 1,400 人まで減少したが、近年は増加傾向にあり、若年層の免許取得者も増加しており、目標を達成している。
 今後は適切な試験の開催場所や開催回数を随時検証し、さらなる狩猟者の確保に繋がる取組を実施していく。

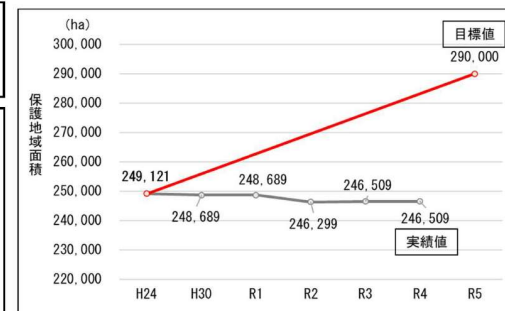


指標 1 8 「保護地域面積」[戦略 6 (1)]

- 策定前の状況 (H24) : 249,121ha
- 目標 (R5) : 290,000ha
- 直近の状況 : 246,732ha (R4)

□現状と課題

自然公園については、軽微な面積の見直しはあったものの、指定状況について変更がなく、自然環境保全地域等についても策定時と指定状況に変わっていない。
 また、鳥獣保護区についても、区域ごとに期間満了による見直しが行われてきたが、現状では策定時とほぼ同じ面積となっており、合計面積は横ばいで目標を達成していない。
 今後は、保護地域以外の区域において、自然共生サイトとして認定受けることにより、30by30 達成を目指す必要がある。



※ 保護地域面積は、国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、開発規制地域、緑地保全地域、鳥獣保護区の面積を合計としている。

指標 1 9 「地域連携保全活動支援センターの設置」[戦略 7 (1)]

- 策定前の状況 (H24) : -
- 目標 (R5) : 設置
- 直近の状況 : 設置 (H25)

□現状

自然保護課内に設置しており、通常業務として専門家の紹介等を行っている。

1 青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価結果

7 総括評価

- ・ 2050年目標の達成に向けた10年戦略に掲げた取組については、その多くについて一定の成果が認められるが、モニタリング指標の進捗状況では停滞が続くものも認められる。
- ・ 特に、モニタリング指標に掲載されており、令和5年度目標未達成の、「1 外来種リストの作成」、「2 施設間ネットワークの構築」、「3 人財データベースの構築」については、今後どのように取り組むかを明確にすべきである。
- ・ 次期戦略に掲載するモニタリング指標については、達成状況を明瞭化できるものとし、課題の把握と現状の解析を容易なものとする。
- ・ 青森県生物多様性戦略の基本理念である「いきものたちを育み恵みを受ける自然と共に生きるあおもり」を実現するためには、行動計画等の進捗状況に応じて現行の取組を見直し、より効果的に進めていく必要がある。
- ・ 国は、令和4年度に「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、令和5年度には「生物多様性地域戦略策定の手引き」を作成した。その中において、
 - ① 2030年までに生物多様性の損失を止め自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現
 - ② 自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かした多様な社会問題の解決策（NbS）の推進を新たに掲げたところである。
- ・ 令和5年度末に計画期限を迎える青森県生物多様性戦略については、国家戦略や国の手引きを踏まえて改定を行うこととし、県民、事業者、各種団体等の取り組みを促進させる必要がある。
- ・ 併せて、市町村における生物多様性戦略については、現行の戦略期間において策定した市町村がなかったため、これまでの取組の見直しを行い、新たな視点での支援を推進していく必要がある。

資料編

2 参考資料

① 自然公園

(令和7年3月31日現在)

公園別	公園別	区分	指定 年月日	面積	保護規制別					普通 地域
					特別地域					
					特別保護地区	第1種	第2種	第3種	計	
国立公園	十和田八幡平	S11.2.1	38,358	ha	9,903	7,373	8,693	8,675	34,644	3,714
	三陸復興	H25.5.24	2,423	-	68	149	2,156	2,373	50	
	小計		40,781	9,903	7,441	8,842	10,831	37,017	3,764	
国定公園	下北半島	S43.7.22	18,641	1,798	2,327	4,000	10,284	18,409	232	
	津軽	S50.3.31	25,966	1,685	2,459	6,171	14,582	24,897	1,069	
	小計		44,607	3,483	4,786	10,171	24,866	43,306	1,301	
県立 自然公園	浅虫夏泊	S28.6.10	4,964	-	73	157	597	827	4,137	
	大鰐碓ヶ関温泉郷	S28.6.10	6,730	-	47	265	2,008	2,320	4,410	
	名久井岳	S31.10.25	1,076	-	15	41	998	1,054	22	
	芦野池沼群	S33.10.14	612	-	-	351	140	491	121	
	黒石温泉郷	S33.10.14	5,100	-	122	83	1,440	1,645	3,455	
	岩木高原	S33.10.14	2,587	-	7	99	546	652	1,935	
	津軽白神	S56.7.7	5,341	-	715	2,312	1,879	4,906	435	
小計		26,410	-	979	3,308	7,608	11,895	14,515		
計			111,798	13,386	13,206	22,321	43,305	92,218	19,580	

※十和田八幡平国立公園及び三陸復興国立公園の面積は、本県側の面積である。

資料編

2 参考資料

②自然環境保全地域等

(令和7年3月31日現在)

区分	名称	面積(ha)	所在地	指 定 年月日	概 要	地区別面積(ha)				国有地	公有地 私有地	保全対象	保全対象の具体的内容
						普通地区	特 別 地 区						
							野生動植物 保護地区	その他の 地 区	小計				
県 自 然 環 境 保 全 地 域	然ヶ岳県自然環境保全地域	223.98	鱒ヶ沢町	S51.10.14	ブナ・キタゴヨウ・ケヤキ等からなる優れた自然林と北方系の貴重な植物生育地	136.72	28.19 2.11	56.96	87.26	223.98		天然林 植物の自生地	ブナ林、キタゴヨウ林、アオモリマンテマ、ミズシマミミナグサ、ツガルミセバヤ、ミチノクサイシン
	丸屋形岳県自然環境保全地域	152.57	外ヶ浜町	S53.3.4	極相に近い裏日本の典型的なブナ林と「さい沼」のクロサンショウウオ、モリアオガエル等の生息地	-	3.81	148.76	152.57	130.47	公22.10	天然林・野生動物の生息地	ブナ林、ヒダリマキモノアラガイ、モリアオガエル、クロサンショウウオ
	屏風岩県自然環境保全地域	12.61	弘前市	S53.3.4	露岩が屹立する特異な屏風岩の地形と、北方系の貴重な植物生育地	7.92	-	4.69	4.69		私12.61	地 形 植物の自生地	数カ所にキレットをもつ岩壁地形、アオモリマンテマ、イブキジャコウソウ、アオノイワレンゲ、ニオイシダ
	座頭石県自然環境保全地域	4.47	弘前市	S53.3.4	古生代の岩からなる特異な岩壁地形と、アカマツの自然林	2.44	-	2.03	2.03		私4.47	地 形	アカマツと一体になった岩壁地形
	戸来岳県自然環境保全地域	194.99	新郷村	S54.3.20	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジとともに本県では希少	-	3.78 0.91	190.30	194.99	194.99		天 然 植 物 の 自 生 地	ブナ林、イチイ、コメツツジ
	猿ヶ森県自然環境保全地域	3.52	東通村	S54.3.20	クロマツ海岸砂防林の中に、百数十本のヒバ(ヒノキアスナロ)の埋没林が出現している特異な自然現象地	-	-	3.52	3.52	3.52		特 異 な 自 然 現 象 地	ヒバ埋没林
	燧岳県自然環境保全地域	225.57	むつ市・ 風間浦村	S55.3.31	大部分がミズナラ・ブナクラス域で、標高750m以上に亜高山帯植物が見られ、また学術的価値の高い自然環境地	-	-	225.57	225.57	225.57		天 然 植 物 の 自 生 地	ブナ林、ヒバ矮形-ミズゴケ群落、ミヤマナラ-アカミノイヌツゲ、ハナヒリノキ群落
	9地域	尾太岳県自然環境保全地域	271.28	西目屋村	S55.3.31	大部分がブナ林で極相を示している優れた天然林	-	-	271.28	271.28	271.28		天 然 林
1,230.17 ha	四ツ滝山県自然環境保全地域	141.18	五所川原市・ 外ヶ浜町・ 中泊町	S55.3.31	ブナ林で覆われた良好な自然環境地で、学術的評価の高い地域	-	-	141.18	141.18	141.18		天 然 林	ブナ林
規 県 制 開 発 地 域	白萩平県開発規制地域	361.21	田子町	S50.7.12	シラスでできた台地で、広い草地とブナ・ミズナラ林等からなる良好な自然環境地	(361.21)					私361.21		
4地域	長野平県開発規制地域	341.24	田子町	S51.3.13	十和田火山噴出物でできた台地で、広い草地とブナ・シラカバ林等からなる良好な自然環境地	(341.24)					私341.24		
1,106.45 ha	鷹森山県開発規制地域	197.00	青森市	S52.10.8	シラスでできた丘陵地で、クリ・コナラ林、スギ・カラマツ人工林等からなる良好な自然環境地	(197.00)					公・私 197.00		
	雲谷沢県開発規制地域	207.00	青森市	S52.10.8	八甲田山麓で青森市の水源地に当たり、ブナ、ミズナラ林等からなる良好な自然環境地	(207.00)					公・私 207.00		

資料編

2 参考資料

②自然環境保全地域等

(令和7年3月31日現在)

区分	名称	面積(ha)	所在地	指 定 年月日	概 要	地区別面積(ha)				国有地	公有地 私有地	保全対象	保全対象の具体的内容
						普通地区	特 別 地 区						
							野生動植物 保護地区	その他の 地区	小計				
県 緑地 保 全 地 域	愛宕山県緑地 保全地域	93.97	む つ 市	S50.7.12	愛宕山大権現を祭る小山で、スギ、マツ、カエデの生い茂る良好な 自然環境地	(93.97)					私93.97		
	玉松台緑地 保全地域	1.88	蓬 田 村	S50.7.12	住民の憩いの場となっている丘で、草地と名松玉松等クロマツの 大木の並ぶ良好な自然環境地	(1.88)					公1.88		
	大高山県緑地 保全地域	7.83	鱒ヶ沢町	S50.7.12	眺望が優れ、住民の憩いの場となっている丘で、広い草地とクロマ ツ林からなる良好な自然環境地	(7.83)					公1.05 私6.78		
	夜越山県緑地 保全地域	99.37	平 内 町	S50.7.12	町の森林公園となっている夜越山麓で、アカマツ、クロマツ林等か らなる良好な自然環境地	(99.37)					公99.37		
	天間県緑地 保全地域	4.33	七 戸 町	S50.7.12	町の森林公園となっている谷間地で、ミズナラ、クルミ等の天然林 からなる良好な自然環境地	(4.33)					公4.33		
	僧ヶ杜県緑地 保全地域	65.54	七 戸 町	S50.7.12	眺望が優れ、住民の憩いの場となっている山地で、クリ・コナラ林 等からなる良好な自然環境地	(65.54)					公65.54		
	小渡平県緑地 保全地域	9.43	五 戸 町	S50.7.12	町の公園となっている丘で、草地とアカマツ・シラカバ等に囲ま れた良好な自然環境地	(9.43)					公9.43		
	龍興山県緑地 保全地域	17.15	八 戸 市	S51.3.13	龍興山神社を祭る小山で、参道のスギ・モミの大木とミズナラ林 等からなる良好な自然環境地	(17.15)					私17.15		
10地域	愛宕県緑地 保全地域	2.10	む つ 市	S51.3.13	愛宕神社を祭る岬の台地で、ブナ・ミズナラ等の天然林からなる 良好な自然環境地	(2.10)					公2.00 私0.10		
302.94 ha	南部八幡県緑地 保全地域	1.34	南 部 町	S51.3.13	八幡宮を祭る高台で、スギ・ケヤキ・モミ等の巨木の茂る良好な 自然環境地	(1.34)					公1.34		
計	23 地 域	2,639.56				147.08 (1,409.39)	38.8	1,044.29	1,083.09	1,190.99	1,448.57		

資料編

2 参考資料

③鳥獣保護区

(令和7年3月31日現在)

区分	総数				目的による区分											
	箇所数	面積	その他保護地域との重複面積	その他保護地域との重複を除いた面積	森林鳥獣		大規模生息		希少鳥獣		身近な鳥獣		集団渡来地		集団繁殖地	
		ha	ha	ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
国指定	5	60,679.00	54,248.00	6,431.00			2	50,301	2	5,651			1	4,727		
特別保護地区	3	20,656.00	-	-			1	19,366	2	1,290						
県指定	83	71,615.00	17,781.18	53,833.82	53	51,083			3	941	18	7,119	8	8,952	1	3,520
特別保護地区	8	1,551.00	-	-	6	1,539					1	10			1	2
計	88	132,294.00	72,029.18	60,264.82	53	51,083	2	50,301	5	6,592	18	7,119	9	13,679	1	3,520
特別保護地区	11	22,207.00	-	-	6	1,539	1	19,366	2	1,290	1	10			1	2

資料編

2 参考資料

④天然記念物

特別天然記念物

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び管理団体
1 小湊のハクチョウおよびその渡来地	天 大 11. 3. 8 特天 昭 27. 3. 29	青森市、東津軽郡平内町	(管) 平 内 町 (大11.11.7)
2 カモシカ	天 昭 9. 5. 1 特天 昭 30. 2. 15	青森県ほか29都府県	

天然記念物

名称	指定年月日	所在地	所有者及び管理団体
1 蕪島ウミネコ繁殖地	大 11. 3. 8	八戸市鮫町字鮫	(管) 八 戸 市 (大11.11.7)
2 ツバキ自生北限地帯	大 11. 10. 12	東津軽郡平内町東田沢字小湊越	(管) 平 内 町 (大12.12.13)
3 分量のイチョウ	大 15. 10. 20	十和田市法量字銀杏木	(管) 十 和 田 市 (昭3.3.23)
4 下北半島のサルおよびサル生息北限地	昭 45. 11. 11	むつ市・下北郡佐井村	
5 縫道石山・縫道石の特殊植物群落	昭 51. 12. 23	下北郡佐井村	
6 北金ヶ沢のイチョウ	平 16. 9. 30	西津軽郡深浦町北金ヶ沢字塩見形	東 北 財 務 局

天然記念物で地域を定めず指定したもの(本県関係分)

名称	指定年月日	所在地
1 声良鶏	昭 12. 12. 21	秋田県、青森県、岩手県
2 軍鶏	昭 16. 8. 1	東京都、茨城県、千葉県、青森県、秋田県、高知県
3 クマゲラ	昭 40. 5. 12	北海道、青森県、秋田県、岩手県
4 イヌワシ	昭 40. 5. 12	北海道他13県
5 オジロワシ	昭 45. 1. 23	北海道、新潟県
6 オオワシ	昭 45. 1. 23	北海道、石川県、福井県
7 コクガン	昭 46. 5. 19	北海道、青森県、秋田県他2県
8 ヒシクイ	昭 46. 6. 28	北海道、青森県、宮城県、新潟県、石川県他3県
9 マガン	昭 46. 6. 28	北海道、青森県、宮城県、新潟県、石川県他3県
10 ヤマネ	昭 50. 6. 26	本州、四国、九州

県天然記念物

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び管理団体
1 赤根沢の赤岩	昭 30. 1. 7	東津軽郡今別町砂ヶ森字赤根沢87	今 別 町
2 茨島のトチノキ	1株 昭 30. 1. 7	三戸郡階上町赤保内字茨島	個 人
3 関の杉	1株 昭 30. 1. 7	西津軽郡深浦町関字栲沢	深 浦 町
4 大杉	2本 昭 31. 5. 14	弘前市十腰内字猿沢78	巖 鬼 山 神 社
5 銀南木	1本 昭 31. 5. 14	上北郡七戸町銀南木	個 人
6 桑の木	1本 昭 31. 5. 14	三戸郡三戸町六日町	〃
7 うつぎ	1本 昭 31. 5. 14	三戸郡階上町赤保内字蛭子	〃
8 天狗杉	1本 昭 33. 1. 22	三戸郡南部町大向字長谷94-5	恵 光 院
9 爺杉	1本 昭 33. 1. 22	三戸郡南部町法光寺字法光寺20	法 光 寺

名称及び員数	指定年月日	所在地	所有者及び管理団体
10 法光寺参道松並木	14本 昭 33. 1. 22 23本 令 2. 4. 30	三戸郡南部町法光寺字法光寺20 (追加指定)	〃
11 十三湖の白鳥	昭 35. 3. 26	五所川原市十三湖	(管) 五所川原市教委
12 大湊湾の白鳥	昭 35. 6. 24	むつ市	(管) む つ 市 教 委
13 りんごの樹	3本 昭 35. 11. 11	つがる市柏桑野木田字千年	個 人
14 カヤの木	1本 昭 42. 1. 11	八戸市南郷島守字門前27	高 松 寺
15 イチイ	1本 昭 46. 9. 6	北津軽郡板柳町横沢字花園81	無 量 庵
16 関根の松	1本 昭 47. 3. 15	三戸郡三戸町川守田字関根4-1	三 戸 町
17 モミの木	1本 昭 47. 12. 6	十和田市沢田字水尻山	個 人
18 小川原湖のハクチョウ	昭 47. 12. 6	三沢市・上北郡	(管) 三 沢 市 教 委
19 藤崎のハクチョウ	昭 51. 1. 26	南津軽郡藤崎町地内平川水域	(管) 藤 崎 町 教 委
20 金木町玉鹿石	昭 55. 1. 24	五所川原市金木町喜良市小田川国有林	(管) 五所川原市教委
21 妙堂崎のモミの木(トドロッコ)	1本 昭 59. 4. 19	北津軽郡鶴田町妙堂崎字掛元	個 人
22 妙経寺のカヤの木	1本 昭 63. 10. 25	黒石市京町寺町12	妙 経 寺
23 燈明杉	1本 平 5. 4. 16	弘前市大沢字堂ヶ平	大 沢 町 会
24 根岸の大いちよう	1本 平 6. 4. 25	上北郡おいらせ町東下谷地	個 人
25 横浜町のゲンジボタルおよびその生息地	平 8. 5. 22	上北郡横浜町上田ノ沢・吹越・長下地区	(管) 横 浜 町 教 委
26 わむら(上村)のカシワの木	1本 平 8. 5. 22	三戸郡五戸町倉石中市字中市62-7	五 戸 町
27 向外瀬のモクゲンジ(センダンバノボダイジュ)	1本 平 9. 5. 14	弘前市向外瀬	個 人
28 天満宮のシダレザクラ	1本 平 10. 4. 22	弘前市西茂森1-1-29	天 満 宮
29 鬼沢のカシワ(鬼神腰掛柏)	1本 平 10. 4. 22	弘前市鬼沢字猿沢151	鬼 神 社
30 百沢街道および高岡街道の松並木	平 11. 4. 21	弘前市百沢・高岡ほか	青 森 県 ・ 弘 前 市
31 寒立馬とその生息地	平 14. 11. 18	下北郡東通村尻屋字念仏間37-20ほか	東 通 村 産 業 振 興 公 社
32 中野神社の対植えのモミ	1対 平 20. 4. 25	黒石市南中野不動館26-3	中 野 神 社
33 西光寺のシダレザクラ	1本 平 23. 8. 19	上北郡野辺地町字寺ノ沢90	西 光 寺
34 薬師寺の石割カエデ	1本 平 26. 4. 18	黒石市湯湯鶴島12-4	薬 師 寺
35 革秀寺のサルスベリ	1株 平 28. 4. 18	弘前市藤代1-4-1	革 秀 寺
36 弘前公園のネズコ	1本 平 28. 4. 18	弘前市大字下白銀町1	弘 前 市
37 弘前公園のアイグロマツ	1本 平 28. 4. 18	〃	〃
38 弘前公園最長寿のソメイヨシノ	1本 平 28. 4. 18	〃	〃
39 銀杏木窪の大銀杏	1本 平 30. 4. 9	三戸郡階上町大字道仏字銀杏木窪	個 人
40 平のサイカチ	1株 平 30. 4. 9	三戸郡階上町大字角柄折字平	〃

2 参考資料

⑤生物多様性の観点から重要度の高い湿地

湿地名	市町村名	湿地タイプ	生物分類群	生育・生息域	選定理由
下北半島大間崎周辺沿岸	下北郡大間町・佐井村	藻場	海藻・海藻	下北半島大間崎周辺沿岸	マコンブ、ホソメコンブ、ガゴメ、ワカメ、アオワカメなど8種類のコンブ目が生育し、また寒流系、暖流系の多様な海藻が豊富である。地先の生物多様性が高い。
尻屋崎周辺沿岸域	下北郡東通村、むつ市	浅海域	ガンカモ類	尻屋崎周辺沿岸域の漁港など	コクガンの渡来地。
猿ヶ森砂丘と後背湿地	下北郡東通村	中間湿原、低層湿原	湿原植生 昆虫類	猿ヶ森砂丘と後背湿地 猿ヶ森砂丘と後背湿地	ハマニクニクーコウボウムギ群落、ケカモノハシ群落など。 長大な砂丘地で、砂丘の後背に池沼群が広がる。コウベツブゲンゴロウ、オオヒメゲンゴロウ、エゾゲンゴロウモドキ、エゾコガムシなどの水生甲虫類の生息地。砂丘上ではオオマキバサシガメ、ニッポンハナダカバチが生息する。
小川原湖湖沼群	上北郡東北町・六ヶ所村、三沢市	淡水湖沼、汽水湖沼、干潟、河川、水田	湿原植生	小川原湖湖沼群(尾駁沼、鷹架沼、市柳沼、田面木沼、高瀬川、小川原湖など)	ハンノキ林、水生植物群落など、多くの水生植物が確認されている。
			水草	小川原湖湖沼群(尾駁沼～小川原湖にかけての湖沼群)	種の多様性に富んだ水生植物群落が成立し、一部を除き自然状態がよく保たれている。
			淡水藻類	市柳沼	シャジクモの生育地。
			シギ・チドリ類	小川原湖、高瀬川河口	トウネン、ミコビシギ、メダイチドリ、オバシギなどの渡来地
			ガンカモ類	小川原湖湖沼群(小川原湖および周辺水田など)	オオハクチョウ、コハクチョウ、ヒシクイ(亜種ヒシクイ)、スズガモの渡来地。
			湿地性鳥類	鷹架沼、市柳沼、田面木沼	カンムリカイツブリの繁殖地。
			昆虫類	小川原湖湖沼群(尾駁沼、鷹架沼、市柳沼、田面木沼、高瀬川、小川原湖など)	ゲンゴロウ、ヒメミズスマシ、モートイトトンボ、オオキトンボ、ババアメンボ、アシマダラウンカなどの生息地。湖沼群および汽水性の湿原とそれに続く草原が残された特殊な環境であり、本州ではここでのみ生息が確認されている種など多数の種が生息する。近年、日本固有種で分布が局限されるアマゴイルリトンボや北方系の小型イトアメンボも確認された。
			淡水貝類	小川原湖湖沼群(流入河川を含む)	種の多様性が高い。カワシジユガイの生息地。

湿地名	市町村名	湿地タイプ	生物分類群	生育・生息域	選定理由
仏沼	三沢市	水田、その他湿地	ガンカモ類	仏沼周辺水田	オオハクチョウ、コハクチョウ、ヒシクイ(亜種ヒシクイ)、スズガモの渡来地。
			湿地性鳥類	仏沼	オオセッカ、チュウヒの生息地。
陸奥湾	むつ市、青森市、上北郡野辺地町、東津軽郡平内町など	干潟、藻場、浅海域	海藻・海草	野辺地湾 青森湾東岸	スゲアマモの生育地であり、多様な生物相を有する。 アマモ、コアマモ、タチアマモ、スゲアマモの生育地であり、多様な生物相を有する。
			ガンカモ類	大湊湾、原別海岸、小湊浅所海岸	オオハクチョウ、コクガンの渡来地。
			底生動物	芦崎干潟	ウミニナの健全な個体群がある。アシハラガニ、ヤマトオサガニ、マメコブシガニについては北限。希少なツボミガイも高密度で生息する。人が立ち入れないため、後背湿地、干潟、アマモ場が自然のままに残されている。
			底生動物	小湊浅所	陸奥湾で最大の干潟。アナジャコ、キサゴ、アサリ、ヤマトオサガニなどの生息地。
宇曽利山湖	むつ市	淡水湖沼	昆虫類	宇曽利山湖	湖岸の湿地や砂礫地には、黒化のシオカラトンボ、ルリイトトンボ、ヒメミズギワカメムシ、エサキナガレカタビロアメンボ、オソレヤマミズギワゴミムシ、シマチビゲンゴロウなどが生息する。
川内川上流域	むつ市	河川	淡水貝類	川内川上流域	コガタカワシジユガイの生息地。
十三湖および岩木川河口	北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市	汽水湖沼、河川、その他湿地	湿原植生	十三湖および岩木川河口	エソシロネーヨシ群落、シオクグ群落など。
			ガンカモ類	十三湖および岩木川河口	マガン、コハクチョウなどの渡来地。
			湿地性鳥類	十三湖および岩木川河口	オオセッカ、チュウヒの繁殖地。
			昆虫類	十三湖および岩木川下流域の湿地群	エゾコガムシ、ホソガムシなどの水生甲虫類をはじめとした水生昆虫が豊富で、周辺にはキタアカシジミが生息する。ゲンゴロウモドキ、オオシマゲンゴロウ、アオヤンマの生息地。
			淡水魚類	十三湖および岩木川河口	ジューサンウグイのタイプ産地。
底生動物	十三湖および岩木川河口	ヤマトシジミなどの汽水性ベントスの生息地。			

資料編

2 参考資料

⑤生物多様性の観点から重要度の高い湿地

湿地名	市町村名	湿地タイプ	生物分類群	生育・生息域	選定理由
屏風山湿原池沼群	つがる市	中間湿原、淡水湖沼	湿原植生	屏風山湿原池沼群(平滝沼、ベンセ沼湿原、コケヤチ湿原など)	ツルコケモモミズゴケ群落、ニッコウキスゲノハナショウブ群落など
			水草	屏風山湿原池沼群	貴重な水生植物が生育する。
			昆虫類	屏風山湿原池沼群(平滝沼、ベンセ沼湿原、屏風山湿原)	カラカネイトトンボ、オオセスジイトトンボ、アオヤンマ、マダラヤンマ、オオキトンボ、オオシマゲンゴロウ、ゲンゴロウモドキなどの水生甲虫類の生息地。ヒメミズスマシが多く生息する。
津軽平野ため池群	北津軽郡鶴田町、弘前市、つがる市	ため池	ガンカモ類	廻堰大溜池、狄ガ館溜池、砂沢ため池など	コハクチョウ、ヒシクイ(亜種オオヒシクイ)、マガン、オナガガモなどの渡来地。
八甲田山湿原群	青森市、十和田市、平川市	高層湿原、雪田草原、淡水湖沼	湿原植生	八甲田山湿原群(田代平湿原、睡蓮沼、八甲田山高層湿原・雪田草原、黄瀬沼、蔦沼)	ミヤマイヌノハナヒゲワタミズゴケ群落、ショウジョウスゲ群落など。
			淡水藻類	蔦沼	ヒメフラスコモ、カタシャジクモの生育地。
			昆虫類	八甲田山湿原群(田代平湿原、睡蓮沼、八甲田山高層湿原・雪田草原、黄瀬沼、蔦沼)	八甲田山系は南北2群の火山からなり、その中間に睡蓮沼を含む湿原地帯がある。キタヒメアメンボ、キイロマツモムシ、カオジロトンボ、イシカリミドリカワゲラ、ヘリグロミズカメムシ、チャイロシマチビゲンゴロウ、メススジゲンゴロウ、ミヤマミズスマシ、ゴマフトビケラなどが生息する。
十和田湖	青森県十和田市、秋田県鹿角郡小坂町	淡水湖沼	淡水藻類	十和田湖	ヒメフラスコモ、カタシャジクモの生育地。

3 青森県生物多様性戦略検討会設置要綱

青森県生物多様性戦略検討会設置要綱

(設置)

第1条 青森県における生物多様性の保全と持続可能な利用について、施策の方向性及び取組を定める「青森県生物多様性戦略」の点検・評価及び青森県生物多様性戦略改定案の検討を行うため、青森県生物多様性戦略検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青森県生物多様性戦略の行動計画及びモニタリング指標の点検・評価に関すること。
- (2) 青森県生物多様性戦略改定案の検討に関すること。
- (3) その他青森県生物多様性戦略の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員11名以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者等から環境エネルギー部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第4条 検討会に議長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 議長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、環境エネルギー部長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(オブザーバー)

第6条 検討会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、青森県環境審議会会長をもって充てる。
- 3 オブザーバーは、検討会に出席し、専門的な見地から助言又は協力を行うものとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、青森県環境エネルギー部自然保護課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項は、環境エネルギー部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

4 青森県生物多様性戦略検討会委員名簿

青森県生物多様性戦略検討会 委員名簿

分野	所属・役職等	氏名	備考
動物	弘前大学農学生命科学部長	東 信行	
生態系	八戸工業大学工学部工学科教授	鮎川 恵理	前環境審議会委員
水産業	青森県漁協女性組織協議会理事	大宮 千恵子	前環境審議会委員
水環境	弘前大学農学生命科学部准教授	加藤 千尋	環境審議会委員
動物	北里大学獣医学部教授	鎌田 亮	環境審議会委員
植物	青森自然誌研究会会長	齋藤 信夫	
保全活動実践者	日本野鳥の会青森県支部支部長	関下 斉	環境審議会委員
保全活動実践者	自然公園指導員	新岡 美樹子	
農業	弘前大学農学生命科学部教授	松山 信彦	環境審議会委員
植物	弘前大学農学生命科学部附属 白神自然環境研究センター准教授	山岸 洋貴	
林業	青森県森林組合連合会森林部長	山本 貴一	

※敬称略、50音順

資料編

5 青森県生物多様性戦略庁内連絡会議設置要綱

青森県生物多様性戦略庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1 生物多様性基本法第13条に基づく青森県生物多様性戦略の策定及び点検・評価等の検討を行うため、青森県生物多様性戦略庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2 連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 青森県生物多様性戦略の検討
- (2) その他青森県生物多様性戦略の点検・評価等に必要となる事項の検討

(構成員)

第3 連絡会議は、別表に掲げる課の長が指名する職員により構成する。

- 2 連絡会議の議長は、環境エネルギー部自然保護課長をもって充てる。
- 3 議長は、必要に応じて、第1項による構成員以外の者を連絡会議の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第4 連絡会議の会議は、環境エネルギー部自然保護課長が招集する。

(庶務)

第5 連絡会議の庶務は、環境エネルギー部自然保護課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は環境エネルギー部自然保護課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から施行する。

附 則（平成30年8月2日一部改正）

この要綱は平成30年8月2日から施行する。

附 則（令和6年4月1日一部改正）

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月13日一部改正）

この要綱は令和6年11月13日から施行する。

別表（第3関係）

総合政策部	総合政策課
交通・地域社会部	地域生活文化課
環境エネルギー部	環境政策課 環境保全課 自然保護課 エネルギー開発振興課
健康医療福祉部	保健衛生課
観光交流推進部	観光政策課
農林水産部	農林水産政策課 構造政策課 農産園芸課 りんご果樹課 畜産課 林政課 農村整備課 水産局水産振興課 水産局漁港漁場整備課
県土整備部	監理課 道路課 河川砂防課 港湾空港課 都市計画課
危機管理局	防災危機管理課
教育庁	学校教育課 生涯学習課 文化財保護課

6 青森県生物多様性戦略改定経過

年月日	内 容
令和 5年 8月31日	第1回青森県生物多様性戦略庁内連絡会議開催
令和 5年12月12日	青森県生物多様性戦略検討会設置
令和 6年 2月 1日	第2回青森県生物多様性戦略庁内連絡会議開催
令和 6年 2月 9日	第1回青森県生物多様性戦略検討会開催
令和 6年 3月31日	青森県生物多様性戦略に基づく行動計画等の点検・評価
令和 6年10月29日	第3回青森県生物多様性戦略庁内連絡会議開催
令和 6年12月13日	第2回青森県生物多様性戦略検討会開催
令和 7年 1月17日	第3回青森県生物多様性戦略検討会開催
令和 7年 2月～3月	パブリック・コメント及び市町村意見照会実施
令和 7年 2月17日	青森県環境審議会報告
令和 7年 3月	青森県生物多様性地域戦略【2025-2030】策定